

信州大学大学院 総合理工学研究科  
*Graduate School of Science and Technology*

---

---

# 学生便覧

*Handbook for students*

---

---

理学専攻

2020年度入学生用 (20SS)



*Shinshu University*



# contents

信州大学・総合理工学研究科の理念と目標 -----	2
信州大学・総合理工学研究科の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」 -----	3
理学専攻の「教育・研究の理念と目標」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」 -----	4
<b>履修上の注意</b>	
1. カリキュラムについて (P.5)	5. 成績異議申立について (P.5)
2. 修了要件について (P.5)	6. 教員免許状取得のための履修について (P.6)
3. 履修登録の流れ (P.5)	7. 秋季修了 (9月修了) について (P.8)
4. 単位取得について (P.5)	
<b>学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項 -----</b>	<b>9</b>
<b>信州大学大学院総合理工学研究科修士論文評価基準 -----</b>	<b>13</b>
<b>各分野・ユニットの履修解説</b>	
数学分野 -----	14
理科学分野	
物理学ユニット -----	16
化学ユニット -----	18
地球学ユニット -----	20
生物学ユニット -----	22
物質循環学ユニット -----	24
<b>山岳科学教育プログラムについて-----</b>	<b>26</b>
<b>学生生活</b>	
1. 公用掲示板について (P.27)	5. 各種証明書等の申込み (p.30)
2. 学生の懲戒 (P.27)	6. 学生相談について (P.30)
3. 休学・復学・退学 (P.29)	7. 諸手続き・注意事項など (P.30)
4. 学生教育研究災害傷害保険 (P.29)	8. 学生関係委員会・事務部門 (P.31)
信州大学大学院学則 -----	32
信州大学総合理工学研究科規程 -----	45
信州大学学位規程 -----	58
修士課程において、在学期間1年以上2年未満で修了する者の取扱い -----	61
長期履修学生制度の取扱要項 -----	62
他の大学院等における研究指導に関する取扱要項 -----	67
信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ -----	72

## 信州大学・総合理工学研究科の理念と目標



### 信州大学の理念

---

信州大学は、

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

信州大学は、

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、

自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、

その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

### 信州大学の目標

---

信州大学は、

その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

(教育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

(研究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

(地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的な課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

(国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。



### 総合理工学研究科の理念と目標

---

総合理工学研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、それぞれの専門分野において社会に資する有為な人材を育成するための教育・研究を推進します。幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人を養成することを教育・研究の理念とします。

本研究科は、高度な専門知識・技術および周辺分野の課題にも対応した応用力・俯瞰力と批判的思考力をもつ高度専門職業人、創造性豊かな研究者、および環境調和社会を支える知的素養と倫理観を備えた人材を養成することを教育・研究目標とします。

# 信州大学・総合理工学研究科の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」



## 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### 信州大学大学院

信州大学大学院では、俯瞰力と独創力を備え、持続可能な価値社会を創造する質の高い高度専門職業人や、先端的研究を推進する人材を養成するために、以下のように各課程の学位授与方針を定める。

1. 修士課程にあつては、広い視野に立って精深な学識を持ち、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を修得している。
2. 博士課程にあつては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得している。
3. 専門職学位課程にあつては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を修得している。

### 総合理工学研究科

総合理工学研究科では、以下の知識と能力等を十分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 人類、社会の平和的・持続的発展のために、研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力



## 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

### 信州大学大学院

大学院課程における教育課程編成の方針

1. 信州大学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
2. 信州大学大学院は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

大学院課程における教育課程実施の方針

1. 信州大学大学院は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。
2. 信州大学大学院は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 信州大学大学院は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。
4. 信州大学大学院は、修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。

### 総合理工学研究科

総合理工学研究科は、高度専門職業人、研究者等に必要とされる高度な専門知識・技能、倫理観、実践力、情報収集・分析能力、情報発信能力及び批判的思考力を身につけることを目標として、学位論文の作成を中心に、講義、演習、実験、実習等からなる専門性の高いカリキュラムを策定しています。カリキュラムの実施にあたってはコースワークから学位論文作成へ有機的につながる体系的な教育を行います。加えて、本研究科が幅広い学問分野により構成されているという利点を生かして、分野・専攻を超えた学際的な共通科目を設定することで、高い専門性と総合性のバランスを確保し、深い専門性と近傍分野における課題解決についての応用力や理工学系領域全体に対応する俯瞰力も養成します。

## 理学専攻の「教育・研究の理念と目標」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」



### 理学専攻の教育・研究の理念と目標

理学専攻は、自然界の物質や現象を解明・理解するとともに、それらを基盤として未知なる現象や物質を発見・創造し、持続可能な自然と社会をめざしてグローバルに貢献できる科学者・高度専門人材を育成します。そのため、理学専攻は以下を教育・研究の理念とします。

- ・自然界の多様なあり様を認め、さまざまな存在や現象を探索して、自然と調和した新たな科学の創成へ寄与します。
- ・学士課程で培った学識を基礎として自然や社会をより深く理解し、その理解に基づいてグローバルに人類に貢献する人材を育成します。

理学専攻は、信州の豊かな自然環境の中で最先端の基礎研究を通して、より高度な知識や技術および批判的思考力を習得するとともに広い展開力を養うことを教育・研究の目標とします。



### 理学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

理学専攻では、研究科および理学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野・ユニットごとに定められた修了判定基準に合う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 人類、社会の平和的・持続的発展のために、研究者・技術者として科学・技術を発展させるための学際的な幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を支える高い知的素養
3. それぞれの研究分野における高度な専門的知識とグローバルな情報収集・発信能力
4. 創造性豊かな優れた研究・開発能力
5. 専門知識に基づいた見識を持ち、その妥当性を理論的に説明し、議論する能力



### 理学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

理学専攻は、学士課程で修得した自然科学体系の素養を土台として、高度専門職業人、研究者等になるために必要とされる高度な専門知識や研究手法、課題解決能力を身につけることを目標としています。これを達成するため、数学、物理学、化学、地球学、生物学、および物質循環学の各分野における研究活動を軸として、講義および演習からなるカリキュラムにより教育を行います。

所属する専門分野の講義、および学術文献の講読を中心とする演習によって最先端の専門知識を修得するとともに、学際融合的な知識を深めるために研究科・専攻共通科目や関連する他分野の講義を履修します。また、指導教員による綿密な指導・討論のもとで進められる学位論文のテーマに関する特別研究を通じて、観察、実験、シミュレーション、理論、考察、プレゼンテーション、論文作成等の実践的研究手法を身につけます。得られた研究活動の成果は学術誌への投稿や学内外での発表を通して社会に還元することを目指します。以上により、自力で研究を進め、ひいては新しい成果を引き出す能力を養成します。

## 履修上の注意

### 1. カリキュラムについて

2020年度理学専攻学生便覧に掲載されている内容は、2020年度に入学した者のみを対象に作成されており、修了までに修得しなければならない単位・授業科目等、必要な事項をまとめたものです。したがって、2020年度に入学した者は、理学専攻に在籍している限り、この便覧に記載されているカリキュラムで履修することになります。なお、履修上の疑問点は、各分野・ユニットの教務委員に相談してください。

### 2. 修了要件について

修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格する必要があります。ただし、研究科が優れた業績を上げたと認める者については、1年で修士課程修了が認められる場合があります。

### 3. 履修登録の流れ

#### ①履修計画

- \* 所属分野・ユニットの修了要件単位数を調べる。
- \* シラバスで授業内容を確認する。
- \* 履修登録の手引き・授業時間割表で開講曜日・時限等を確認する。

【参考にするべき資料】 学生便覧、各分野・ユニットの手引き等、履修登録の手引き、シラバスなど



#### ②Webサイト「キャンパス情報システム」での履修登録

～履修登録の方法や期間は「履修登録の手引き」を参照～

- \* 履修登録は学部と異なり、**年1回 前期にまとめて行います。（4月上旬）**



#### ③履修登録の確認 ～確認の方法や期間は「履修登録の手引き」を参照～

- \* 登録が完了したかの確認までが学生の責任です。確実に確認・訂正を！
- \* 【確認】 Webサイト「キャンパス情報システム」又は 証明書発行機の「履修登録確認表」
- 【訂正】 Webサイト「キャンパス情報システム」

### 4. 単位取得について

各科目の成績評価は秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D、F）の5段階でなされます。その判定基準は、シラバスの成績評価の方法に従います。

### 5. 成績異議申立について

《総合理工学研究科（修士課程）専門科目》の成績に異議がある学生は、成績開示した日から5営業日以内に、授業担当教員に直接申し出るか、理学部学務グループに申し出てください。帰省等により窓口に来ることができない学生はキャンパス情報システム・大学からのお知らせに掲載する「成績評価照会願」をダウンロードし、必要事項を記入の上、成績異議申立期間中に以下まで送付してください。

（〒390-8621 松本市旭3-1-1 信州大学理学部学務グループ 成績異議申立担当）

該当の授業担当教員には、理学部学務グループから照会します。

## 6. 教員免許状取得のための履修について

(1) 大学院総合理工学研究科において取得可能な免許状の種類

分野・ユニット		取得可能な免許状の種類	教科
数学分野		中学校専修免許状 高等学校専修免許状	数学
理科学分野	物理学ユニット		理科
	化学ユニット		
	地球学ユニット		
	生物学ユニット		
	物質循環学ユニット		

(2) 免許状取得のために必要な資格と単位

### ◆ 数学

授業科目	単位数	備考
先端科学特別講義 A	2	28科目から24単位以上選択必修
群論と対称性	2	
多元環論	2	
代数的トポロジー	2	
微分トポロジー	2	
偏微分方程式論	2	
数理現象学	2	
確率解析学	2	
代数学特論	2	
幾何学特論	2	
解析学特論	2	
数理科学特論	2	
先端代数学 I	2	
先端幾何学 I	2	
先端解析学 I	2	
先端数理科学 I	2	
先端代数学 II	2	
先端幾何学 II	2	
先端解析学 II	2	
先端数理科学 II	2	
代数学演習 I	4	
幾何学演習 I	4	
解析学演習 I	4	
数理科学演習 I	4	
代数学演習 II	4	
幾何学演習 II	4	
解析学演習 II	4	
数理科学演習 II	4	

◆ 理科

授業科目	開講	単位数	授業科目	開講	単位数	備考
先端科学特別講義 B	共通	2	古環境復元論	地	2	83科目から 24単位以上 選択必修
磁性物質論	物	2	古環境変動論	地	2	
固体物性物理学	物	2	地殻構造形成論	地	1	
磁気共鳴論	物	2	シーケンス層序学	地	2	
統計物理学	物	2	変形構造解析論	地	1	
光エレクトロニクス	物	2	地層科学演習 I	地	4	
光物性物理学演習 I	物	4	地層科学演習 II	地	4	
光物性物理学演習 II	物	4	変成岩解析論	地	1	
物性物理学演習 I	物	4	鉱物学特論	地	1	
物性物理学演習 II	物	4	自然災害科学	地	1	
磁性物理学演習 I	物	4	岩石磁気学	地	1	
磁性物理学演習 II	物	4	地球物質科学演習 I	地	4	
宇宙線物理学	物	2	地球物質科学演習 II	地	4	
高エネルギー実験	物	2	発生学	生	2	
物理と対称性	物	2	遺伝子情報学	生	2	
場の理論 I	物	2	情報生理学	生	2	
場の理論 II	物	2	生体生物学演習 I	生	4	
宇宙放射線計測学	物	2	生体生物学演習 II	生	4	
観測天文学演習 I	物	4	進化生態遺伝学	生	2	
観測天文学演習 II	物	4	植物進化学	生	2	
宇宙線物理学演習 I	物	4	進化生態学	生	2	
宇宙線物理学演習 II	物	4	系統発生学	生	2	
高エネルギー物理学演習 I	物	4	植物病理学	生	2	
高エネルギー物理学演習 II	物	4	進化生物学演習 I	生	4	
素粒子物理学演習 I	物	4	進化生物学演習 II	生	4	
素粒子物理学演習 II	物	4	環境計測学	循	2	
計測化学特論	化	2	堆積学特論	循	2	
電気化学	化	2	大気陸面相互作用論	循	2	
量子化学	化	2	雪氷圏水文循環論	循	2	
化学計測学	化	2	根圏生態学	循	2	
分光化学	化	2	地球システム解析演習 I	循	4	
反応有機化学演習 I	化	4	地球システム解析演習 II	循	4	
反応有機化学演習 II	化	4	地域環境学 I	循	2	
物性物理化学演習 I	化	4	地域環境学 II	循	2	
物性物理化学演習 II	化	4	水生生物生態学	循	2	
分子反応化学	化	2	化学生態学	循	2	
界面物性科学	化	2	集水域システム論	循	2	
分子合成化学	化	2	生態システム解析演習 I	循	4	
複素環化学	化	2	生態システム解析演習 II	循	4	
超分子化学	化	2				
構造無機化学演習 I	化	4				
構造無機化学演習 II	化	4				
計測分離化学演習 I	化	4				
計測分離化学演習 II	化	4				

※「開講」欄について

共通：専攻共通科目

物：物理学ユニット      化：化学ユニット      地：地球学ユニット

生：生物学ユニット      循：物質循環学ユニット

### (3) 教員免許状の申請手続きについて

教員として採用される場合、前年度末までに教員免許状を取得しておく必要があります。

教育職員免許状は、教育職員免許法にしたがい、都道府県の教育委員会（免許状授与権者という）に申請することにより授与されます。いずれの教育委員会から交付される免許状も、全国共通の効力を有します。

免許状の申請には一括申請と個人申請があります。一括申請は、大学が免許状取得見込者の申請書類をとりまとめて、長野県教育委員会へ申請を行うことで、卒業式の当日に免許状が授与されます。信州大学で所要の単位を修得した学生は原則、一括申請を行うこととなっていますので、忘れずに申請書類を提出するようにしてください。

なお、一括申請しないと、修了時に免許状が交付されないため、教員採用内定者は4月に教員に就任することができなくなるので、特に注意してください。

### (4) 科目等履修生について

学部在籍中の修得漏れ等により、大学院在籍中に教免の所要資格を得るために学部授業の履修を希望する場合は、科目等履修生として受講することができます。

ただし、教免法改正等があった場合、当該科目が開講されない場合もあります。

また、同一免許種・教科の課程認定を受けている他大学において修得できる場合もあります。

## 7. 秋季修了（9月修了）について

留年者を対象とした秋季修了（9月修了）の制度があります。留年者で秋季修了（9月修了）を希望する場合には、事前に申請が必要となります。5月頃に申請方法・申請期日等を掲示します。

## 学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第43条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科（以下「研究科」という。）の学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験並びに修了判定の実施に関し必要な事項を定める。

(学位論文等の提出)

第2条 学位論文等の提出は、次の各号のとおり行う。

- 一 申請者は「修士学位論文等審査申請書」（様式1）に学位論文等、「修士学位論文等要旨」（様式2）を添えて指導教員を経て研究科長に提出する。
- 二 提出期限は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める日とする。

(審査委員会)

第3条 学長からの付託を受けて、研究科委員会は申請者1名について3名以上の研究科の研究指導教員（主査1名、副査2名以上）をもって組織する審査委員会を設け、学位論文等の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員会の設置は各専攻に委託する。

- 2 前項の学位論文の審査に当たっては、各専攻が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を副査として加えることができる。
- 3 審査委員会は、学位論文等の審査結果並びに最終試験結果を「修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書」（様式3）により、研究科長に報告する。

(学位論文等の審査)

第4条 学位論文等審査は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期間に行うと共に、発表会を開く。

(最終試験)

第5条 最終試験は学位論文等に関係ある科目について口頭又は筆答により行う。

- 2 最終試験は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期日までに行う。

(博士課程学位プログラム)

第6条 第2条～第5条の規定に係わらず、大学院学則第27条の3第1項第1号に定めるファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラムの履修生については別に定める。

(修了判定)

第6条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否について議決する。

(学位論文等の保管)

第8条 学位論文等は、審査終了後、学部の図書館及び指導教員がそれぞれ保管する。この場合、指導教員が学位論文を保管する期間は、当該指導教員が信州大学に在職する期間とする。なお、学位論文は、印刷物又は電子媒体で保管する。

(雑則)

第9条 この要項により難しい事案が発生した場合は、研究科委員会において審議の上、決定する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この要項は、平成29年11月9日から施行する。

令和 年 月 日  
Request made on (YYYY/MM/DD)

信州大学長 殿  
To: The President, Shinshu University

(元号) 年度入学  
Year of Admission

信州大学大学院総合理工学研究科

専攻 分野  
Graduate School of Science and Technology, Shinshu University Department Division

学籍番号  
Student ID

申請者(自国語) 印  
Student Name Seal

英文氏名  
Student Name

生年月日 昭和・平成・西暦 年 月 日生  
Date of Birth (YYYY/MM/DD) 外国籍の方のみ西暦で記入してください

## 修士学位论文等審査申請書 Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation

このたび、信州大学学位規程第4条の規定により、修士（ ）の学位を受けたいので、下記の学位论文等を提出いたしますから御審査くださるよう申請いたします。

In compliance with the rules and regulations of Shinshu University, Article 4, I hereby request a Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation to receive a Master's Degree in \_\_\_\_\_. The dissertation title is stated below.

### 記

学位论文等題名 Title	
------------------	--

※申請者名・英文氏名は学位記に記載される漢字・綴りを記入してください。(※英文氏名 Shinshu Taroh)  
※学位论文等題名が外国語の場合は、その和訳を ( ) 書きで併記すること。

様式 2

修 士 学 位 論 文 等 要 旨  
Abstract of Master's Dissertation or Selected Topical Research

論文提出者 / The person who submits a thesis	専攻名 / Department	専攻
	分野名 / Division	分野
	学籍番号 / Student ID	
	氏名 / Name	
論文等題目 / Title		
論文等要旨 (1,000 字以内) / Abstract (Within 1,000 characters in Japanese or 300 words in English)		

信州大学大学院総合理工学研究科

信州大学大学院総合理工学研究科  
修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書

学位論文提出者			
学籍番号		専攻	専攻
入学年度	(元号) 年度	分野	分野
申請学位	修士 ( )		
学位論文等題目			
学位論文等審査 及び最終試験結 果審査の要旨			
成績	学位論文等		最終試験
審査年月日	学位論文等審査		最終試験
	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日	

注：成績は、合格、不合格の用語で記入すること。

審査委員	
主査	副査
印	
副査	副査

# 信州大学大学院総合理工学研究科修士論文評価基準

---

信州大学大学院総合理工学研究科は、以下の基準に拠り、論文審査および口頭試問等を経て、審査委員会が最終的な評価を決定する。

## 1. [独創性・意義]

研究目的、研究手法あるいは研究成果は、十分な独創性または意義を有するか。また、学術研究が従うべき規範を守り、研究者としての研究倫理を身に付けているか。

## 2. [実験・調査]

研究を遂行するために実施した実験・調査は、適切な方法に基づいて行なわれているか。また、その分析は正確で、結果や解釈が妥当であるか。

## 3. [関連資料・参考文献]

研究を遂行するために利用した関連資料・参考文献について、正確な読解、的確な把握、また妥当な解釈がなされているか。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されているか。

## 4. [論証方法・論旨とデータ（資料）の提示方法]

問題提起から結論にいたる論証方法と論旨は、明解かつ妥当であるか。また実験データ・調査資料の提示と展開の方法は適切であるか。

## 5. [表現の的確性]

日本語もしくは使用外国語について、語句や学術用語の使用は的確で、文章表現は論理的であるか。

## 6. [論文の体裁]

本文、章立て、注記、関連資料・参考文献からの引用、図表等は、論文構成において、体裁が整っているか。

## 7. [総合的評価]

当該分野の研究において、総合的に評価して修士論文に値するか。

(ただし書き)

- 1) 項目2と3の評価基準は、いずれか一方、もしくは両方を採択しうることを示す。
- 2) 参考図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・参考文献」と表記した。
- 3) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 4) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

附 則

この基準は平成28年4月1日より施行する。

# 数学分野

## ■ 修得すべき単位数および授業科目等

授業科目		単位数および開講年次		修了要件	
		1年	2年		
研究者倫理特別講義		2		2単位	注1 2単位以上
先端科学特別講義 A (数学)		2			
先端科学特別講義 B (理科)		2		4単位	18単位以上
特別研究			4		
群論と対称性			2	30単位以上	
多元環論			2		
代数的トポロジー			2		
微分トポロジー			2		
偏微分方程式論			2		
数理現象学			2		
確率解析学			2		
代数学特論		2			
幾何学特論		2			
解析学特論		2			
数理科学特論		2			
先端代数学 I			2		
先端幾何学 I			2		
先端解析学 I			2		
先端数理科学 I			2		
先端代数学 II			2		
先端幾何学 II			2		
先端解析学 II			2		
先端数理科学 II			2		
代数学演習 I		4			
幾何学演習 I		4			
解析学演習 I		4			
数理科学演習 I		4			
代数学演習 II			4		
幾何学演習 II			4		
解析学演習 II			4		
数理科学演習 II			4		
実務体験実習			2		
学外特別講義			2		
研究 科 共 通 科 目	MOT特論		2	8単位 <sup>注2</sup> まで修了に 必要な単位 に算入できる	
	産学連携特別講義		2		
	国際連携特別講義 I		2		
	国際連携特別講義 II		2		
	科学英語		2		
	大学院と社会		2		
	臨床医学概論		2		
	科学技術政策特論(隔年開講：2020年開講)		2		
	研究者・技術者をめざす大学院生のキャリア設計		2		
総合日本語 I		2			
総合日本語 II		2			
他分野、他専攻科目		(科目による)			

注1：数学の専修免許の取得を目指している場合には、「先端科学特別講義A」を選択すること。

注2：8単位には、「研究者倫理特別講義」及び「先端科学特別講義A」、「先端科学特別講義B」を含みます。

# 理学専攻 数学分野 の履修プロセス概念図

数学・自然情報学の専門知識を習得し、  
 数学的思考能力・表現力・応用力に基づく総合的な判断・対処ができる  
 高度専門職業人としての能力や見識をもった人材  
**修士(理学) 学位授与**

最終試験の合格

計30単位以上を修得

選択科目  
 各2単位  
 (14単位以上選択)  
 群論と対称性  
 多元環論  
 代数的トポロジー  
 微分トポロジー

偏微分方程式論  
 数理現象学  
 確率解析学

各講義・演習から1つずつ選択  
 先端代数学Ⅰ  
 先端幾何学Ⅰ  
 先端解析学Ⅰ  
 先端数理科学Ⅰ  
 先端代数学Ⅱ  
 先端幾何学Ⅱ  
 先端解析学Ⅱ  
 先端数理科学Ⅱ

数学・自然情報学の高度な  
 専門知識 数学の文化的基盤  
 情報収集・分析能力

代数学特論  
 幾何学特論  
 解析学特論  
 数理科学特論

実務体験実習  
 学外特別講義

他専攻の授業科目  
 (8単位まで選択科目として履修可)

グローバルな情報発信能力  
 理学の研究解明と普及  
 科学の発展への貢献

特別研究  
 4単位(必修)  
 研究課題の決定  
 研究手法の習得  
 論文執筆  
 数学的思考能力  
 表現力・応用力  
 総合的な判断・対処  
 情報収集・分析能力

数学的思考能力  
 発表力・応用力  
 情報収集・分析能力

演習Ⅱ 4単位  
 代数学演習Ⅱ  
 幾何学演習Ⅱ  
 解析学演習Ⅱ  
 数理科学演習Ⅱ

数学的思考能力  
 発表力・情報収集力

演習Ⅰ 4単位  
 代数学演習Ⅰ  
 幾何学演習Ⅰ  
 解析学演習Ⅰ  
 数理科学演習Ⅰ

研究者倫理特別講義  
 2単位(必修)  
 先端科学特別講義AまたはB  
 2単位(必修)

指導教員の決定

2年間にわたる個人指導・個々に適した計画的指導

授業科目・研究指導

論文審査

論文発表会

・公開 = 透明な審査体制

学位論文提出  
 論文要旨の提出

審査委員の決定

・複数の審査員  
 ・専門家による審査  
 = 質の保証

論文作成

論文題目の決定

学位論文作成  
 論文審査

高度専門職業人  
 としての  
 能力と見識

2年次

1年次

- 十分な基礎学力と論理的な思考力をもっている人
- 自然界の不思議に好奇心を抱く人
- 未知の自然科学領域への強い探求心をもつ感受性豊かな人
- ひたすら真理に迫ろうとする研究者を目指す人から、修得した専門性を生かして高度専門職業人として社会へ羽ばたこうとする人

# 理科学分野 物理学ユニット

## ■ 修得すべき単位数および授業科目等

授業科目		単位数および開講年次		修了要件	
		1年	2年		
研究者倫理特別講義		2		2単位	8単位
先端科学特別講義 A (数学)		2		注1 2単位以上	
先端科学特別講義 B (理科)		2		6単位	
特別研究			6		
光物性物理学演習 I		4			
光物性物理学演習 II			4		
物性物理学演習 I		4			
物性物理学演習 II			4		
磁性物理学演習 I		4			
磁性物理学演習 II			4		
観測天文学演習 I		4			
観測天文学演習 II			4		
宇宙線物理学演習 I		4			
宇宙線物理学演習 II			4		
高エネルギー物理学演習 I		4			
高エネルギー物理学演習 II			4		
素粒子物理学演習 I		4			
素粒子物理学演習 II			4		
磁性物質論			2		
固体物性物理学		2			
磁気共鳴論			2		
統計物理学		2			
光エレクトロニクス			2		
高エネルギー理論		2			
宇宙線物理学		2			
高エネルギー実験		2			
物理と対称性			2		
場の理論 I			2		
場の理論 II			2		
宇宙放射線計測学		2			
実務体験実習			2		
学外特別講義			2		
研究 科 共 通 科 目	MOT特論		2	8単位 <sup>注2</sup> まで修了に 必要な単位 に算入できる	
	産学連携特別講義		2		
	国際連携特別講義 I		2		
	国際連携特別講義 II		2		
	科学英語		2		
	大学院と社会		2		
	臨床医学概論		2		
	科学技術政策特論(隔年開講：2020年開講)		2		
	研究者・技術者をめざす大学院生のキャリア設計		2		
	総合日本語 I		2		
総合日本語 II		2			
他分野、他専攻科目		(科目による)			

注1：理科の専修免許の取得を目指している場合には、「先端科学特別講義B」を選択すること。

注2：8単位には、「研究者倫理特別講義」及び「先端科学特別講義A」、「先端科学特別講義B」を含みます。

# 理学専攻 理科学分野 物理学ユニット の履修プロセス概念図

物理学の専門知識及びその応用能力を有し、  
分野を越えた問題にも対処できる解決能力ならびに  
世界の科学的発展に寄与できる力を修得した人材  
**修士(理学) 学位授与**

最終試験の合格

計30単位以上を修得

・複数の審査員  
・専門家による審査=質の保証  
・早期からの計画的な研究指導による質の担保

論文審査

論文発表会

学位論文の提出  
論文要旨の提出

審査委員の決定

論文作成

論文題目の決定

特別研究  
6単位(必修)

・研究手法  
・論文作成法  
・プレゼンテーション能力

・複数教員による指導

研究遂行の  
基本的能力

実践能力

情報収集・  
分析能力  
世界の科学的  
発展に寄与  
できる力

演習Ⅱ 4単位(必修)  
(下記より1つ選択)

光物性物理学演習Ⅱ  
物性物理学演習Ⅱ  
磁性物理学演習Ⅱ  
観測天文学演習Ⅱ  
宇宙線物理学演習Ⅱ  
高エネルギー物理学演習Ⅱ  
素粒子物理学演習Ⅱ

専門知識の  
修得  
世界の科学的  
発展に寄与  
できる力  
情報収集能力  
プレゼンテー  
ション能力  
応用力・高い  
議論能力

演習Ⅰ 4単位(必修)  
(下記より1つ選択)

光物性物理学演習Ⅰ  
物性物理学演習Ⅰ  
磁性物理学演習Ⅰ  
観測天文学演習Ⅰ  
宇宙線物理学演習Ⅰ  
高エネルギー物理学演習Ⅰ  
素粒子物理学演習Ⅰ

選択科目  
各2単位  
(12単位以上選択)

磁性物質論  
固体物性物理学  
磁気共鳴論  
統計物理学  
光エレクトロニクス  
宇宙線物理学  
高エネルギー実験  
物理と対称性  
場の理論Ⅰ  
場の理論Ⅱ  
宇宙放射線統計学  
実務体験実習  
学外特別講義

高度な基礎  
的知識

広範な知見

深い専門  
的知識

他専攻の授業科目  
(8単位まで選択科目として履修可)

研究者倫理特別講義  
2単位(必修)

先端科学特別講義AまたはB  
2単位(必修)

指導教員の決定  
・組織的な教育研究体制

授業科目履修・研究指導

学位論文作成  
論文審査

2年次

1年次

1. 十分な基礎学力と論理的な思考力をもっている人
2. 自然界の不思議に好奇心を抱く人
3. 未知の自然科学領域への強い探求心をもつ感受性豊かな人
4. ひたすら真理に迫ろうとする研究者を目指す人から、修得した専門性を生かして高度専門職業人として社会へ羽ばたこうとする人

# 理科学分野 化学ユニット

## ■ 修得すべき単位数および授業科目等

授業科目		単位数および開講年次		修了要件	
		1年	2年		
研究者倫理特別講義		2		2単位 注1 2単位以上 6単位	30単位以上
先端科学特別講義 A (数学)		2			
先端科学特別講義 B (理科)		2			
特別研究			6	8単位	
反応有機化学演習 I		4			
反応有機化学演習 II			4		
物性物理化学演習 I		4			
物性物理化学演習 II			4		
構造無機化学演習 I		4			
構造無機化学演習 II			4		
計測分離化学演習 I		4			
計測分離化学演習 II			4		
計測化学特論			2		
電気化学			2		
量子化学			2		
化学計測学			2		
分光化学			2		
分子反応化学			2		
界面物性科学			2		
分子合成化学			2		
複素環化学			2		
超分子化学			2		
実務体験実習			2		
学外特別講義			2		
研究 科 共 通 科 目	MOT特論		2	8単位 注2 まで修了に 必要な単位 に算入できる	
	産学連携特別講義		2		
	国際連携特別講義 I		2		
	国際連携特別講義 II		2		
	科学英語		2		
	大学院と社会		2		
	臨床医学概論		2		
	科学技術政策特論(隔年開講：2020年開講)		2		
	研究者・技術者をめざす大学院生のキャリア設計		2		
	総合日本語 I		2		
総合日本語 II		2			
他分野、他専攻科目		(科目による)			

注1：理科の専修免許の取得を目指している場合には、「先端科学特別講義B」を選択すること。

注2：8単位には、「研究者倫理特別講義」及び「先端科学特別講義A」、「先端科学特別講義B」を含みます。

# 理学専攻 理科学分野 化学ユニット の履修プロセス概念図

化学の専門知識及びその応用能力を有し、  
分野を越えた問題にも対処できる解決能力ならびに  
世界の科学的発展に寄与できる力を修得した人材  
**修士(理学) 学位授与**

最終試験の合格

計30単位以上を修得

・複数の審査員  
・専門家による審査=質の保証  
・早期からの計画的な研究指導による質の担保

論文審査

論文発表会

学位論文の提出  
論文要旨の提出

審査委員の決定

論文作成

論文題目の決定

特別研究  
6単位(必修)

・研究手法  
・論文作成法  
・プレゼンテーション能力  
の修得

・複数教員による指導

研究遂行の  
基本的な能力

実践能力

情報収集・  
分析能力

世界の科学的  
発展に寄与  
できる力

演習Ⅱ  
4単位(必修)  
(下記より1つ選択)

反応有機化学演習Ⅱ  
物性物理化学演習Ⅱ  
構造無機化学演習Ⅱ  
計測分離化学演習Ⅱ

情報収集能力  
プレゼンテー  
ション能力

専門知識の  
修得  
世界の科学的  
発展に寄与  
できる力  
応用力・高い  
議論能力

演習Ⅰ  
4単位(必修)  
(下記より1つ選択)

反応有機化学演習Ⅰ  
物性物理化学演習Ⅰ  
構造無機化学演習Ⅰ  
計測分離化学演習Ⅰ

選択科目  
各2単位  
(12単位以上選択)

計測化学特論  
電気化学  
量子化学  
化学計測学  
分光化学  
分子反応化学  
界面物性科学  
分子合成化学  
複素環化学  
超分子化学  
実務体験実習  
学外特別講義

高度な基礎  
的知識

広範な知見

深い専門  
的知識

他専攻の授業科目  
(8単位まで選択科目として履修可)

研究者倫理特別講義  
2単位(必修)

先端科学特別講義AまたはB  
2単位(必修)

指導教員の決定  
・組織的な教育研究体制

授業科目履修・研究指導

学位論文作成  
論文審査

2年次

1年次

1. 十分な基礎学力と論理的な思考力をもっている人
2. 自然界の不思議に好奇心を抱く人
3. 未知の自然科学領域への強い探求心をもつ感受性豊かな人
4. ひたすら真理に迫ろうとする研究者を目指す人から、修得した専門性を生かして高度専門職業人として社会へ羽ばたこうとする人

# 理科学分野 地球学ユニット

## ■ 修得すべき単位数および授業科目等

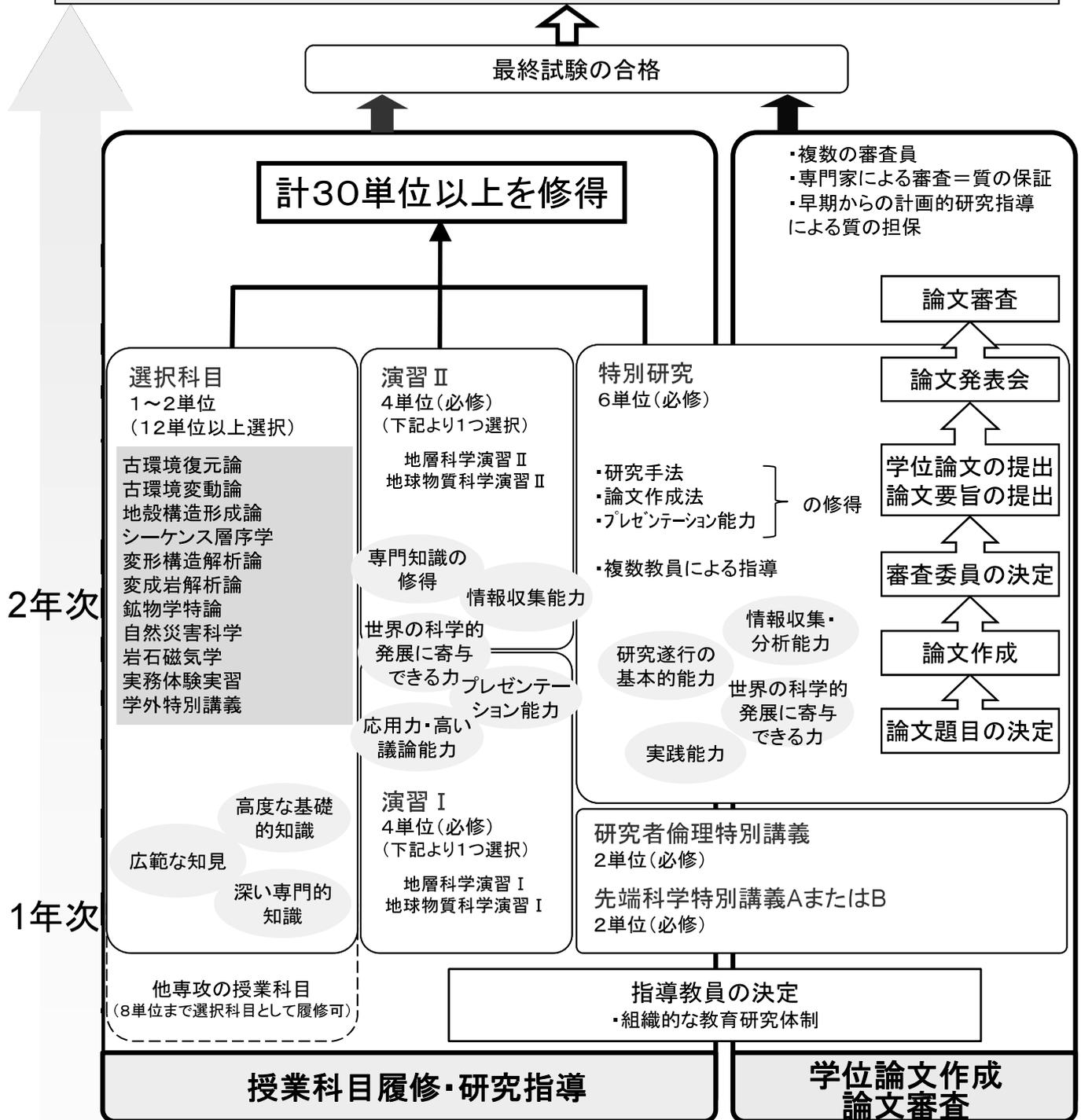
授業科目		単位数および開講年次		修了要件	
		1年	2年		
研究者倫理特別講義		2		2単位	30単位以上
先端科学特別講義A (数学)		2			
先端科学特別講義B (理科)		2		2単位以上 <sup>注1</sup>	
特別研究			6	6単位	
地層科学演習 I		4		8単位	
地層科学演習 II			4		
地球物質科学演習 I		4		8単位以上	
地球物質科学演習 II			4		
古環境復元論		2			
古環境変動論		2			
地殻構造形成論		1			
シーケンズ層序学		2			
変形構造解析論		1			
変成岩解析論		1			
鉱物学特論		1			
自然災害科学		1			
岩石磁気学		1		8単位 <sup>注2</sup> まで修了に 必要な単位 に算入できる	
実務体験実習			2		
学外特別講義			2		
研究 科 共 通 科 目	MOT特論		2		
	産学連携特別講義		2		
	国際連携特別講義 I		2		
	国際連携特別講義 II		2		
	科学英語		2		
	大学院と社会		2		
	臨床医学概論		2		
	科学技術政策特論(隔年開講：2020年開講)		2		
	研究者・技術者をめざす大学院生のキャリア設計		2		
総合日本語 I		2			
総合日本語 II		2			
他分野、他専攻科目		(科目による)			

注1：理科の専修免許の取得を目指している場合には、「先端科学特別講義B」を選択すること。

注2：8単位には、「研究者倫理特別講義」及び「先端科学特別講義A」、「先端科学特別講義B」を含みます。

# 理学専攻 理科学分野 地球学ユニット の履修プロセス概念図

地球表層部における, 地圏, 水圏, 気圏および生物圏の諸現象と各圏の相互作用, それらを支配する法則と地球システムを解明するために必要な知識や研究方法論を修得した人材  
**修士(理学) 学位授与**



1. 十分な基礎学力と論理的な思考力をもっている人
2. 自然界の不思議に好奇心を抱く人
3. 未知の自然科学領域への強い探求心をもつ感受性豊かな人
4. ひたすら真理に迫ろうとする研究者を目指す人から, 修得した専門性を生かして高度専門職業人として社会へ羽ばたこうとする人

# 理科学分野 生物学ユニット

## ■ 修得すべき単位数および授業科目等

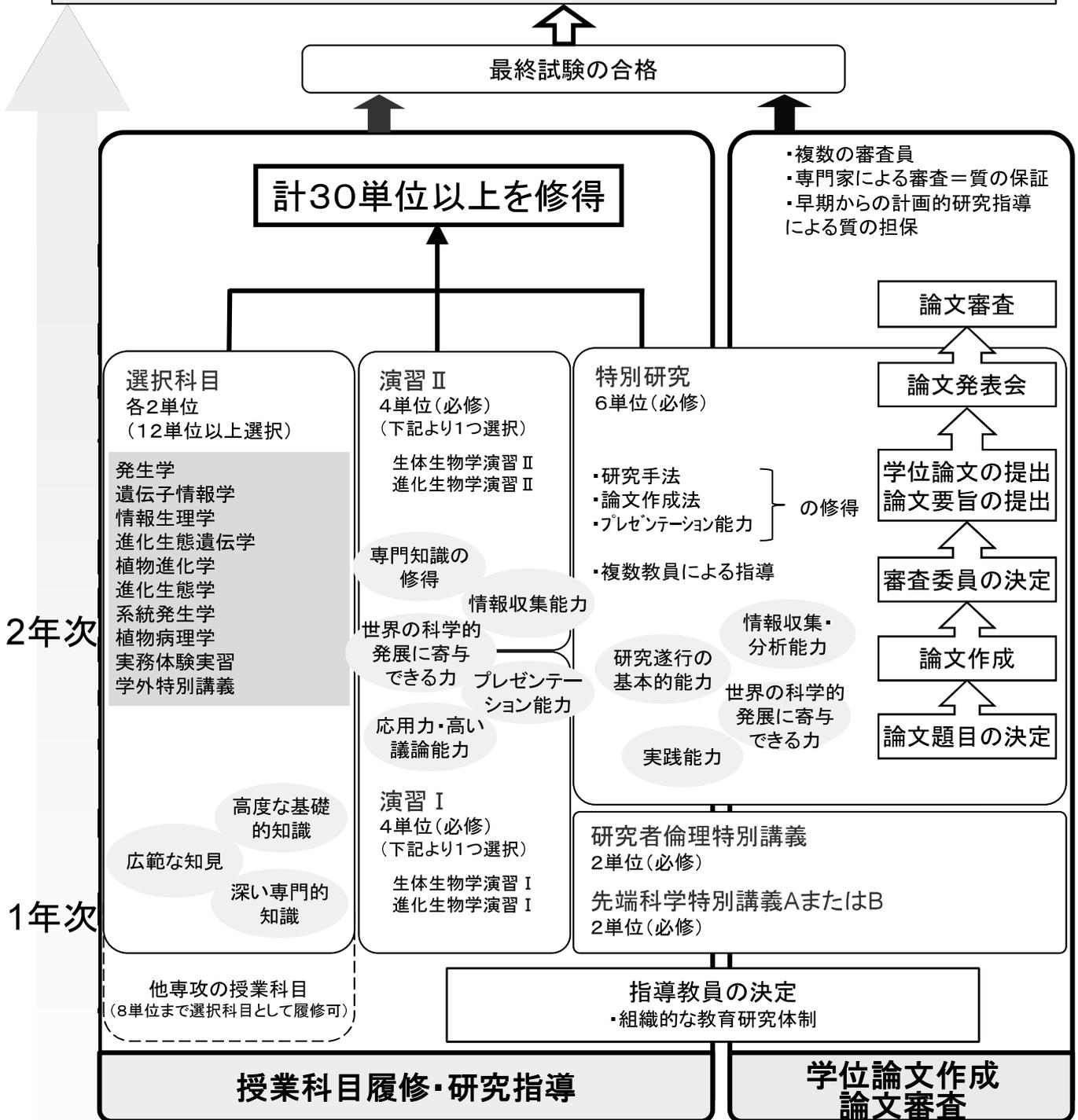
授業科目		単位数および開講年次		修了要件	
		1年	2年		
研究者倫理特別講義		2		2単位	30単位以上
先端科学特別講義A (数学)		2			
先端科学特別講義B (理科)		2		2単位以上 <sup>注1</sup>	
特別研究			6	6単位	
生体生物学演習 I		4		8単位	
生体生物学演習 II			4		
進化生物学演習 I		4		8単位以上	
進化生物学演習 II			4		
発生学			2		
遺伝子情報学			2		
比較発生学			2		
情報生理学			2		
進化生態遺伝学			2		
植物進化学			2		
進化生態学			2		
系統発生学			2		
植物病理学			2		
実務体験実習			2	8単位 <sup>注2</sup> まで修了に 必要な単位 に算入できる	
学外特別講義			2		
研究科 共通 科目	MOT特論		2		
	産学連携特別講義		2		
	国際連携特別講義 I		2		
	国際連携特別講義 II		2		
	科学英語		2		
	大学院と社会		2		
	臨床医学概論		2		
	科学技術政策特論(隔年開講：2020年開講)		2		
	研究者・技術者をめざす大学院生のキャリア設計		2		
総合日本語 I		2			
総合日本語 II		2			
他分野、他専攻科目		(科目による)			

注1：理科の専修免許の取得を目指している場合には、「先端科学特別講義B」を選択すること。

注2：8単位には、「研究者倫理特別講義」及び「先端科学特別講義A」、「先端科学特別講義B」を含みます。

# 理学専攻 理科学分野 生物学ユニット の履修プロセス概念図

地球表層部における, 地圏, 水圏, 気圏および生物圏の諸現象と各圏の相互作用, それらを支配する法則と地球システムを解明するために必要な知識や研究方法論を修得した人材  
修士(理学) 学位授与



1. 十分な基礎学力と論理的な思考力をもっている人
2. 自然界の不思議に好奇心を抱く人
3. 未知の自然科学領域への強い探求心をもつ感受性豊かな人
4. ひたすら真理に迫ろうとする研究者を目指す人から, 修得した専門性を生かして高度専門職業人として社会へ羽ばたこうとする人

# 理科学分野 物質循環学ユニット

## ■ 修得すべき単位数および授業科目等

授業科目		単位数および開講年次		修了要件	
		1年	2年		
研究者倫理特別講義		2		2単位	30単位以上
先端科学特別講義A (数学)		2			
先端科学特別講義B (理科)		2		2単位以上 <sup>注1</sup>	
特別研究			6	6単位	
地球システム解析演習 I		4		8単位	
地球システム解析演習 II			4		
生態システム解析演習 I		4			
生態システム解析演習 II			4		
環境計測学			2	8単位以上	
堆積学特論			2		
大気陸面相互作用論			2		
根圏生態学			2		
地域環境学 I			2		
地域環境学 II			2		
水生生物生態学			2		
化学生態学			2		
集水域システム論			2		
実務体験実習			2		
学外特別講義			2		
研究 科 共 通 科 目	MOT特論		2		8単位 <sup>注2</sup> まで修了に 必要な単位 に算入できる
	産学連携特別講義		2		
	国際連携特別講義 I		2		
	国際連携特別講義 II		2		
	科学英語		2		
	大学院と社会		2		
	臨床医学概論		2		
	科学技術政策特論(隔年開講：2020年開講)		2		
	研究者・技術者をめざす大学院生のキャリア設計		2		
	総合日本語 I		2		
総合日本語 II		2			
他分野、他専攻科目		(科目による)			

注1：理科の専修免許の取得を目指している場合には、「先端科学特別講義B」を選択すること。

注2：8単位には、「研究者倫理特別講義」及び「先端科学特別講義A」、「先端科学特別講義B」を含みます。

# 理学専攻 理科学分野 物質循環学ユニット の履修プロセス概念図

地球表層部における, 地圏, 水圏, 気圏および生物圏の諸現象と各圏の相互作用, それらを支配する法則と地球システムを解明するために必要な知識や研究方法論を修得した人材  
 修士(理学) 学位授与

最終試験の合格

計30単位以上を修得

・複数の審査員  
 ・専門家による審査=質の保証  
 ・早期からの計画的な研究指導による質の担保

論文審査

論文発表会

学位論文の提出  
 論文要旨の提出

審査委員の決定

論文作成

論文題目の決定

選択科目  
 各2単位  
 (12単位以上選択)

環境計測学  
 堆積学特論  
 大気陸面相互作用論  
 根圏生態学  
 地域環境学Ⅰ  
 地域環境学Ⅱ  
 水生生物生態学  
 化学生態学  
 集水域システム論  
 実務体験実習  
 学外特別講義

演習Ⅱ  
 4単位(必修)  
 (下記より1つ選択)

地球システム解析演習Ⅱ  
 生態システム解析演習Ⅱ

専門知識の修得  
 情報収集能力  
 世界の科学的発展に寄与できる力  
 プレゼンテーション能力  
 応用力・高い議論能力

演習Ⅰ  
 4単位(必修)  
 (下記より1つ選択)

地球システム解析演習Ⅰ  
 生態システム解析演習Ⅰ

特別研究  
 6単位(必修)

・研究手法  
 ・論文作成法  
 ・プレゼンテーション能力  
 の修得  
 ・複数教員による指導

研究遂行の基本的な能力  
 実践能力  
 情報収集・分析能力  
 世界の科学的発展に寄与できる力

研究者倫理特別講義  
 2単位(必修)

先端科学特別講義AまたはB  
 2単位(必修)

指導教員の決定  
 ・組織的な教育研究体制

2年次

1年次

他専攻の授業科目  
 (8単位まで選択科目として履修可)

授業科目履修・研究指導

学位論文作成  
 論文審査

1. 十分な基礎学力と論理的な思考力をもっている人
2. 自然界の不思議に好奇心を抱く人
3. 未知の自然科学領域への強い探求心をもつ感受性豊かな人
4. ひたすら真理に迫ろうとする研究者を目指す人から, 修得した専門性を生かして高度専門職業人として社会へ羽ばたこうとする人

## 山岳科学教育プログラム (筑波大, 静岡大, 山梨大との連携教育プログラム)

平成30年度より開始される山岳科学を研究テーマとする教育プログラムです。山岳科学は山岳環境の様々な要因による変化と人間の営みとの関係を総合的に探求し、山岳環境と人間生活の持続可能な関係を確立する学問領域です。山岳環境問題を生物圏・地球圏・人間圏から捉え、実際的かつ臨牀的に対処し、問題解決を成し遂げる人材を養成します。連携4大学の講義及び指導を受けることができ、多様なフィールドステーションでの実習・研究活動に参加できます。修了時には、修士の学位に加え、修了証が授与されます。

### ■山岳科学教育プログラム（理学専攻）修了要件

- (1) 専攻の修了要件を満たし、山岳科学教育科目の「山岳科学概論 A」, 「山岳科学概論 B」, 「山岳フィールド実習 A」及び「山岳フィールド実習 B」の 4単位, 並びに山岳科学に関する科目群より 4単位以上 (生物圏, 地球圏, 人間圏から 2つ以上の群を含む。) を含め, 計 34 単位以上を修得すること。  
ただし, ユニット科目で修得した単位のうち, 2科目 4単位まで, プログラムの修了要件に含むことができるものとする。
- (2) プログラムを履修している期間に開催される山岳科学学術集会に毎年参加し, 発表を行うこと。
- (3) 提出された修士論文が山岳科学に関するものであると認められること。

### ◇山岳科学教育プログラム講義科目群

#### 信州大学開講科目

科目群	開講専攻等	講義科目名	単位数
必修	4大学 共同開講	山岳科学概論A	1
		山岳科学概論B	1
		山岳フィールド実習A	1
		山岳フィールド実習B	1
生物圏科目群	農	森林生態学特論	2
	農	森林資源利用学特論	2
	農	木材理学特論	2
	農	緑地環境評価学特論	2
	農	菌類共生科学特論	2
	農	植物資源生産学特論Ⅱ	2
	農	生産環境システム学特論Ⅰ	2
	理	系統発生学	2
	理	情報生理学	2
	理	発生学	2
	理	遺伝子情報学	2
	理	植物病理学	2
	理	化学生態学	2
	理	地域環境学Ⅰ	2
	理	地域環境学Ⅱ	2
	理	根圏生態学	2
理	集水域システム論	2	

科目群	開講専攻等	講義科目名	単位数
人間圏科目群	農	環境共生学特論	2
	農	地域環境計画学特論	2
	農	生物・食資源生産学特論	2
	農	植物資源生産学特論Ⅰ	2
	工	サステナブル建築設計学	2
	工	建築史学特論	2
	工	都市環境設計学	2

科目群	開講専攻等	講義科目名	単位数
地球圏科目群	農	山地保全学特論	2
	理	古環境復元論	2
	理	古環境変動論	2
	理	地殻構造形成論	1
	理	シーケンス層序学	2
	理	変形構造解析論	1
	理	変成岩解析論	1
	理	鉱物学特論	1
	理	岩石磁気学	1
	理	進化生態学	2
	理	植物進化学	2
	理	進化生態遺伝学	2
	理	環境計測学	2
	理	堆積学特論	2
理	大気陸面相互作用論	2	

#### 連携大学受講科目

開講専攻等	講義科目名	単位数
開講専攻等	山岳科学連携講義Ⅰ	1
	山岳科学連携講義Ⅱ	1
	山岳科学連携講義Ⅲ	1
	山岳科学連携講義Ⅳ	1
	山岳科学連携講義Ⅴ	1
	山岳科学連携講義Ⅵ	1
	山岳科学連携演習Ⅰ	1
	山岳科学連携演習Ⅱ	1
	山岳科学連携演習Ⅲ	1
	山岳科学連携演習Ⅳ	1
	山岳科学連携演習Ⅴ	1
	山岳科学連携演習Ⅵ	1

プログラムに参加を希望をする場合、別途申請が必要です。

また、他専攻・他大学で開講する科目を受講する際には別途手続きが必要です。詳細は学務グループへ問い合わせください。

## 学生生活

### 1. 公用掲示板について

学生のみなさんへの公示や書連絡は、公用掲示板で行われます。見落としによる不利益は、みなさんの責任となります。毎日、公用掲示板を確認することを習慣としてください。

◆ 公用掲示板の場所 ◆

理学部講義棟1F（西側）、理学部C棟1F（ロビー）

※学部1年生は全学教育機構の公用掲示板に注意

☆キャンパス情報システムにすべての情報を掲載することはできません。理学部では学生の皆さんに対するお知らせは公用掲示板で行います。

### 2. 学生の懲戒

学生としての本分に反する試験時における不正行為や学内における秩序違反等は、信州大学学則等により懲戒処分（退学、停学、訓告）の対象となります。詳細は、信州大学における学生の懲戒規程を参照（信州大学ホームページ内「大学案内」国立大学法人信州大学規則集掲載）してください。

「信州大学における学生の懲戒に関する規程」別表（第18条関係）

本学が実施する試験等における不正行為の事例		単位認定の可否	
		当該科目	不正行為を行った学期の科目
単位認定に係る試験時の行為	替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。	認定しない	認定しない
	許可されていないノート又は参考書等を使用すること。		
	答案を交換すること。		
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること。		
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。		
その他不正な行為と認められること。			
単位認定に係るレポート（卒業論文含む）の行為	他人の著作物を盗用すること。	認定しない	認定しないことができる
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。		
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。		
他の学生に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者。	認定しないことができる	特に悪質な場合認定しないことができる	
授業の実施に係るその他不正行為と認められること。			

学生の懲戒に係るガイドラインを以下の表のとおり示す。

本表は、学生によってなされるおそれのある代表的な懲戒対象行為を類型化し、それに対する標準的な懲戒の種類を示したものである。

なお、区分及び事項は、懲戒対象行為によって競合することがある。

懲戒対象行為		該当する懲戒の種類
区分	事項	
A 学内秩序を乱す行為	①「国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第27号）」に抵触する行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	②本学が実施する試験等における不正行為（詳細は、別表に掲げる事例とする。）	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	③飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり死に至らした行為	退学又は停学（無期）
	④飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑤未成年者と知りながら飲酒を勧める行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑥未成年者の飲酒行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑦本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑧本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑨本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用、若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑩本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑪「信州大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（平成19年信州大学規程第154号）」に抵触する行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用、著作権の侵害等）	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
⑫反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告	
⑬違法薬物（麻薬、大麻等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告	
B 犯罪行為	①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	②薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学又は停学（無期又は有期）
	③傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	④痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑥「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑦コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
C 交通事故・違反	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	②人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学（無期又は有期）
	③無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	④死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期）又は訓告

### 3. 休学・復学・退学

#### (1) 休学願、身分異動願（退学）の配布場所・提出場所

理学部A棟1F 学務グループ

#### (2) 提出期日等

後期（10/1）からの休学・復学	8月末までに学務グループへ書類を提出する。 （7月中に理学部学務グループへ申し出ることが望ましい。）
前期終了（9/30）をもって退学	
前期（4/1）からの休学・復学	2月末までに学務グループへ書類を提出する。 （1月中に理学部学務グループへ申し出ることが望ましい。）
年度末（3/31）をもって退学	

身分異動願（学務グループに申し出て受け取る）には、本人の記入・押印のほか、保証人（保護者）の署名・押印とともに学生委員・指導教員（学年担当教員）・学科長との面談が必要となります。身分異動願は、異動予定日の1ヶ月前までに提出が必要となりますので、余裕をもって手続きをしてください。

#### (3) 休学理由について

休学を希望する場合には、以下の理由に該当するものでなければ許可されません。また、理由によっては添付書類が必要となりますので注意してください。

なお、「上記事項と同等以上の事情のため」の場合には事前に理学部学務グループに相談してください。

休学理由	添付書類
病気のため	診断書（療養期間が明記されたもの）
経済的理由のため	休学願（裏面）の申し立て欄に詳細な事由を記入する
留学のため ※ 大学との交流協定によるものは除	留学先の入学許可書等のコピー
公共的な事業に参加するため ※ 国又は地方公共団体等の求めによる場合	休学願（裏面）の申し立て欄に詳細な事由を記入する （依頼文書等があればそのコピーを添付する）
上記事項と同等以上の事情のため	休学願（裏面）の申し立て欄に詳細な事由を記入する

### 4. 学生教育研究災害傷害保険

授業及び課外活動中の不慮の事故に対する補償制度です。

理学部では、学科により実験・実習・野外調査等が多いので、安心して教育研究活動ができるよう原則として全員加入することとしています。詳しいことは学生総合支援センターにお問い合わせください。

## 5. 各種証明書等の申込み

成績証明書	全学教育機構南校舎 1 階（共通教育窓口・学生総合支援センターのあるフロア）に設置されている証明書発行機を利用してください。
在学証明書	
卒業見込証明書	
旅客運賃割引証（学割証）	稼働時間： 月曜日から金曜日の8:30～17:15 （※土日祝日は利用できません。）
健康診断証明書	
その他証明書	理学部学務グループへ直接問い合わせてください。なお、証明書の交付は申し込みから 3 日程度かかる場合があります。（英文、その他の場合は 2 週間前後日数を要する場合があります。）

## 6. 学生相談について

学生生活のなかで起こる様々な問題や悩み（例えば、学業の問題、自分の性格や対人関係、心身の健康、これからの自分の進路等）などについて、解決のための指導・助言を行っていますので、総合健康安全センター、学生相談センターや理学部学務グループ、どこでも構いませんので、相談しやすいところへ気軽に相談してください。

修学上の問題であれば、まずは各学科・コースの学年担当教員・学生委員に相談しましょう。

## 7. 諸手続き・注意事項など

### （1）休日等の実験・実習について

土曜日、日曜日、祝休日及び平日の午後 9 時過ぎに実験・実習のため、校舎内に残らなければならない場合は、前日までに担当教員の許可を得てください。

### （2）講義室の使用について

授業以外で講義室の使用を希望する場合には、「講義室使用申込書」を理学部学務グループで受け取り、使用責任者の教員の許可を得たうえで、理学部学務グループへ提出してください。使用後は、照明・エアコン・換気扇・機器等の電源を切り、戸締り等に十分注意してください。

なお、サークル等での使用は許可しません。

### （3）登山届

登山をする場合は、必ず出発日の前日までに所定の届出書と計画書を学生総合支援センターへ提出してください。登山以外の行事で危険が予想される計画を立てる場合は、事前に理学部学務グループに相談してください。

### （4）住所等変更届

学生本人・帰省先の住所・電話番号等が変更になった場合は、すみやかに「信州大学キャンパス情報システム」の「ユーザー情報」で登録情報の確認・修正を行ってください。

※保証人やその住所が変更となった場合には、理学部学務グループへ申し出てください。

### （5）改姓届

改姓した場合は理学部学務グループへ申し出て、改姓届を提出してください。

(6) 海外渡航届

夏休み等の海外旅行・海外の学会出席等、日本を離れる場合は、出発する日の2週間前までにACSUにログインし「海外渡航届」を選択してオンライン提出してください。

※ 事前に渡航先の安全性についても配慮してください。

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(7) 忘れ物・落し物

理学部内の忘れ物や落し物は学務グループ（A棟1F）、北支援室（C棟2F）、南支援室（A棟2F）に届けられます。

## 8. 学生関係委員会・事務部門

(1) 学生関係委員会

学生生活をサポートするため、以下の委員会が組織されています。

① 学生委員会

- ・ 学生生活に係ることを審議する。
- ・ 留学生が日本で有意義な学生生活を送ることが出来るように、奨学金の選考などを審議する。

② 教務委員会

授業カリキュラム、時間割編成、成績評価等について審議する。

③ 就職委員会

就職指導の企画、就職情報の収集・提供、企業への広報等を審議し、学生の就職支援を行う。

(2) 事務部門

理学部 A 棟 1 階に学務グループ、総務グループがあり、以下のとおり学生の皆さんに関する業務を担当しています。

① 学務グループ

- ・ 学生の身分異動（休学、復学、退学、転学部等）の手続き
- ・ 学業成績の管理／授業の履修手続き
- ・ 各種証明書（卒業証明書、単位修得証明書等）発行
- ・ 教育職員免許状申請手続き
- ・ 就職、進学等の情報の提供
- ・ 講義室の利用申込み
- ・ 学生への掲示
- ・ その他学生生活に関しての相談窓口

② 総務グループ（庶務）

- ・ 郵便物等の受領

③ 総務グループ（会計）

- ・ 入学科・授業料等の取り扱い窓口
- ・ 授業料預貯金口座自動振替・自動払込利用手続き
- ・ 実験装置等の物品管理
- ・ 建物の維持管理（電気、ガス、水道を含む。）
- ・ 理学部ゴミ処理場所の管理、清掃用具の保管

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 収容定員(第7条)
- 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第8条)
- 第4章 研究科長及び運営組織(第9条-第11条)
- 第5章 学年、学期及び休業日(第12条-第14条)
- 第6章 標準修業年限及び在学期間(第15条・第16条)
- 第7章 入学(第17条-第27条)
- 第8章 教育課程(第27条の2-第39条)
- 第9章 修了要件、学位授与等(第40条-第47条)
- 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第48条-第51条)
- 第11章 賞罰(第55条・第56条)
- 第12章 科目等履修生(第57条-第63条)
- 第13章 研究生(第64条-第68条)
- 第14章 聴講生(第69条-第74条)
- 第15章 特別聴講学生及び特別研究学生(第75条-第83条)
- 第16章 外国人留学生(第84条-第87条)
- 第17章 授業料、入学料、検定料及び宿料(第88条-第92条)
- 第18章 特別の課程(第92条の2・第93条)
- 第19章 補則(第94条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進歩に寄与することを目的とする。
- 第2条 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
- (自己点検及び自己評価)
- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 第3条 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者に係る検証を行うものとする。

(研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

- 総合人文社会科学研究所
- 教育学研究所
- 総合理工学研究所
- 医学系研究所

総合医理工学研究所

2 第5条の教育学研究所高度教職実践専攻は、専門職大学院とする。

(眼程)

- 第4条 総合人文社会科学研究所、総合理工学研究所及び医学系研究所に修士課程を置き、総合医理工学研究所に博士課程を置く。
- 2 総合医理工学研究所の博士課程は、第5条の2に規定する総合医理工学研究所医学系専攻医学分野、生命医工学専攻生命工学分野(4年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野(4年制コースの4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。))並びに同条に規定する医学系専攻保健学分野、総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野(3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野(3年制コースの後期3年の課程のみの博士課程(以下「博士後期課程」という。))とする。
- 3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 第4条の2 教育学研究所に、専門職学位課程を置く。
- 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 3 教育学研究所に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院の課程とする。

(専攻)

第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。

- 総合人文社会科学研究所
- 教育学研究所
- (専門職学位課程)
- 高度教職実践専攻
- 総合理工学研究所
- 理学専攻
- 工学専攻
- 繊維学専攻
- 農学専攻
- 生命医工学専攻
- 医学系研究所
- 医科学専攻
- 保健学専攻
- 総合医理工学研究所
- 医学系専攻
- 総合理工学専攻
- 生命医工学専攻
- (分野及びコース)

第5条の2 総合人文社会科学研究所の専攻に、次の分野を置く。

- 総合人文社会科学専攻
- 人間文化分野
- 心理学分野
- 経済学分野
- 法学分野

2 総合医理工学研究所の専攻に、次の分野及びコースを置く。

- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 第5章 学年、学期及び休業日  
(学年)
- 第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (学期)
- 第13条 学年を次の2学期に分ける。
- 前学期 4月1日から9月30日まで  
後学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。
- (学期の分割)
- 第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。
- (休業日)
- 第14条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日  
(2) 土曜日  
(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
(4) 春休休業  
(5) 夏休休業  
(6) 冬休休業
- 2 前項第1号から第6号までの期間は、学長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

- 第6章 標準修業年限及び在学期間  
(標準修業年限)
- 第15条 修士課程及び基礎大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 医学博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- (在学期間)
- 第16条 修士課程及び基礎大学院の課程の学生は4年、医学博士課程の学生は8年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の学生は標準修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができる。
- 第7章 入学  
(入学の時期)

- 医学系専攻 医学分野  
保健学分野  
総合理工学専攻 ファイバー工学分野  
エネルギー・システム工学分野  
物質創成科学分野  
山岳環境科学分野  
生物・生命科学分野  
数理・社会システム科学分野  
生命医工学専攻 生命工学分野  
4年制コース  
3年制コース  
4年制コース  
3年制コース
- 生体医工学分野  
生体工学分野
- (組織の編制)
- 第6条 第3条の研究科における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。
- 2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。
- 第2章 収容定員  
(収容定員)
- 第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導  
(大学院の授業及び大学院における研究指導)
- 第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。
- 2 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。
- 第4章 研究科長及び運営組織  
(研究科長)
- 第9条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学術研究院の学系長をもって充てる。

総合人文社会科学研究科長	人文科学系長、教育学系長及び社会科学系長の輪番
教育学研究科長	教育学系長
総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番
医学系研究科長	医学系長
総合医理工学研究科長	理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番

- 2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。
- (教育研究評議会)
- 第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)において行う。
- (大学院研究科委員会)
- 第11条 各研究科に、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。
- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるとする。
- (1) 学生の入学、課程の修了  
(2) 学位の授与  
(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第101条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したときに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたもの)において課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が1年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があることと認められた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があることと認められたもので、22歳に達した者
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したときに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第19条 医学博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したときに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

- (4)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたもの)において課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与され、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があることと認められたもの
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における16年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (8) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程に4年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第19条の2 総合理工学研究科医学専攻保健学分野の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号、以下同じ。)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があることと認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
  - (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があることと認められた者で、24歳に達した者
- 第20条 総合理工学研究科の総合理工学専攻、生命理工学専攻、生命理工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命理工学専攻生命理工学分野3年制コースの入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学院の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学院の課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものである
- (大学の出願)
- 第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。
- (入学者の決定)
- 第22条 前条の入学者志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
- (入学手続及び入学許可)
- 第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。
- 第23条の2 本大学院の修士課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。
- (編入学及び再入学)
- 第24条 大学院を修了した者又は進学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学院の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- (研究期間の転科等)
- 第26条 修士課程又は教職大学院の課程の学生で、他の研究科の修士課程又は教職大学院の課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。
- 2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することができる。
- (編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)
- 第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。
- 第8章 教育課程

- (教育課程の編成方針)
- 第27条の2 本大学院(専門職大学院を除く。次項において同じ。)は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じた必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 4 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- 5 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、別に定める教育課程連携協議会の意見を樹案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
- (博士課程学位プログラム)
- 第27条の3 本大学院は、優秀な学生を候補力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。)として、次の各号に掲げるプログラムを編成する。
- (1) ファイバーネットワークを先導するグローバルリーダーの養成プログラム
- (2) サステイナブル・ソサイエティ・グローバル人材養成プログラム
- 2 博士課程学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
- (教育方法)
- 第28条 本大学院の各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
- 2 教育学研究科高度教職実践専攻の教育は、授業科目の授業によって行う。
- (授業科目、単位数及び履修方法)
- 第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。
- (授業の方法)
- 第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で開催することができる。
- 3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で開催させる場合についても、同様とする。
- 4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- (単位の計算方法)
- 第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別記定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。
- (単位の授与)
- 第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- (成績評価基準等の明示等)
- 第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- (成績の評価)
- 第33条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。
- (他の研究科の授業科目の履修等)
- 第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けるとを認めることができる。
- 2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- (他の大学院等における授業科目の履修)
- 第35条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位数は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する体学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について適用する。
- 4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別記に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について適用する。
- 5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。
- 6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- (他大学院等における研究指導)
- 第36条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が他大学院等において

- 必要な研究指導を受け、単位を認められることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。
- 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- (入学前の既修得単位の取扱い)
- 第37条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。
- 第37条の2から第37条の6まで 削除
- (長期にわたる教育課程の履修)
- 第38条 本大学院は、各研究科が定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。
- (教育課程の計画の特例履修)
- 第38条の2 各研究科(修士課程を置く研究科に限る。)は、本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含め。以下「交流協定」という。)に基づく留学により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを修士課程の学生(標準修業年限の最終年次の学生及び前条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)が希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、3年を超えることはできない。
- (教育方法の特例)
- 第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 第9章 修了要件、学位授与等
- (修士課程の修了要件)
- 第40条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上(第15条第2項にあっては1年以上)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた業績を上げた者と認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- (博士課程の修了要件)
- 第41条 医学博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた業績を上げた者と認められる者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、次の各号に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關して

は、当該研究が優れた研究業績を上げた者と認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとす。

- (1) 総合医理工学研究科医学専攻保健学分野 18 単位
- (2) 総合医理工学研究科総合理工学専攻、生命医理工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医理工学専攻生命医工学分野3年制コース 16 単位

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第40条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者を含む。)で、当該研究が優れた研究業績を上げた者と認められる者の在学期間に関しては、当該課程に修士課程における在学期間(2年を限度とする。)を含めて3年以上在学すれば足りるものとす。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に当該修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、当該研究が優れた研究業績を上げた者と認められる者の在学期間に関しては、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)については、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間)による在学期間をもつて修士課程を修了した者を含む。)にあっては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとす。

(専門職学位課程の修了要件等)

第42条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実習的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

第42条の3 削除

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

第43条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもつて代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもつて組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を担当した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

(課程修了の認定)

第44条 前条の審査を経て、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 教育学研究科高度教職実践専攻にあっては、第42条の2の要件を満たした者については、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の3 削除

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に並びに修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

(学位規程)

第46条 学位に關し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を取得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第47条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願ひ出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学博士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては3年を超えなくてはならない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願ひ出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

3 留学に關し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第53条 退学しようとする者は、理由を付けて所定の手続により願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付期限を経過し、督促してもなお納付しない者
- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (3) 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者
- (4) 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- (6) 入学料の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

## 第 11 章 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があつた者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 56 条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び警告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 57 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第 58 条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書添えて検定料を納付しなければならない。

第 59 条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第 60 条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第 61 条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第 62 条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することができる。

第 63 条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

## 第 13 章 研究生

(研究生)

第 64 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

2 在学期間は、2 年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第 65 条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第 66 条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第 67 条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第 68 条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

## 第 14 章 聴講生

(聴講生)

第 69 条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第 70 条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第 71 条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第 72 条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第 73 条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することができる。

第 74 条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

## 第 15 章 特別聴講生及び特別研究学生

(特別聴講生)

第 75 条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第 76 条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(特別聴講生及び特別研究学生の入学の時期)

第 77 条 特別聴講生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学院在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講生及び特別研究学生の検定料及び入学料)

第 78 条 特別聴講生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(特別聴講生及び特別研究学生の授業料)

第 79 条 特別聴講生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究学生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第 80 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講生として受入れられる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。)の大学院の学生

(2) 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れられる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れられる公立又は私立の大学院の学生

第 81 条 第 79 条第 2 項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究学生として受け入れられる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生

(2) 大学間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れられる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れられる公立又は私立の大学院の学生

(特別聴講生及び特別研究学生への規定の準用)

第 82 条 本章に定めるもののほか、特別聴講生及び特別研究学生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講生及び特別研究学生に関する細目)

第 83 条 特別聴講生及び特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第 16 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 84 条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第 85 条 削除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づく外国人留学生に係る授業料、入  
 学料及び検定料は、徴収しない。  
 (外国人留学生への規定の適用)  
 第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

第17章 授業料、入学科、検定料及び寄宿料  
 (授業料等)

第88条 授業料、入学科、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第89条 退学若しくは転学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならぬ。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならぬ。

3 授業料、入学科、検定料及び寄宿料の徴収に必要事項は、別に定める。

(入学科、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情がある  
 と認められる場合は、入学科、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがあ  
 る。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除す  
 ることがある。

3 入学科、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に必要事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学科、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を  
 返還する。

(1) 入学を許可されたとき納付した授業料であつて、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料  
 相当額

(2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学  
 した場合における後期分授業料相当額

(3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の  
 全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学科及び授業料の額は、別に定める額とする。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成  
 し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に必要事項は、別に定める。

第93条 削除

第19章 補則

(組長等への委任)

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項  
 は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 医学研究科医学系専攻及び加齢適応医科学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は、別表第1  
 収容定員表の規定にかかわらず、附則表第1のとおりとする。

3 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成16年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定に  
 かかわらず、附則表第2のとおりとする。

4 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)の信  
 州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437号)に基づき廃止する信州大学大学院学則(平成16年  
 信州大学規程第260号。以下「旧大学院学則」という。)の規定により、旧大学の大学院(以下「旧大学院」とい  
 う。)に入学した学生が在学しなくなる日までの間、存続するとされた旧大学院の専攻に関する旧大学院学則の  
 規定は、当該学生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき国立大学法人(信州大学)が設置する信州大学  
 の大学院(以下「新大学院」という。)に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、なおその効力を  
 有する。

5 旧大学院学則の規定により、旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学  
 則の規定は、別表第2教育職員免許状の種類に関する規定にかかわらず、当該学生が新大学院に在学しなくなる日ま  
 の間、平成16年4月1日以後も、当該学生に対して、なおその効力を有する。

附則表第1(前則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
医学研究科	医学系専攻	平成16年度 96	平成17年度 144
	加齢適応医科学系専攻	28	42

附則表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
工学系研究科	生物機能工学専攻	平成16年度 38

附 則(平成16年4月22日平成16年度学則第2号)

この学則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年9月16日平成16年度学則第3号)

この学則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度学則第5号)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第28条の2  
 を、同条中「修士課程」を「修士課程(博士前期課程を含む。)」と読み替えて適用するものとする。

3 平成17年3月31日に置かれていた工学系研究科地球環境システム科学専攻、生物機能工学専攻、材料工学専攻  
 及びシステム開発工学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在  
 学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成17年度及び平  
 成18年度における収容定員は、附則表第1のとおりとする。

附則表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容		定員
		平成17年度	平成18年度	
工学系研究科	地球環境システム科学専攻	12	6	6
	生物機能工学専攻	26	13	13
	材料工学専攻	18	9	9
	システム開発工学専攻	20	10	10

- 4 総合工学系研究科生命機能・フアイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則第2のとおりとする。

附則第2 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
総合工学系研究科	生命機能・フアイバー工学専攻	15	30
	システム開発工学専攻	12	24
	物質創成科学専攻	7	14
	山岳地域環境科学専攻	8	16
	生物・食料科学専攻	7	14

- 5 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則第3のとおりとする。

附則第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	80

附 則(平成17年6月16日平成17年度学則第1号)

この学則は、平成17年6月16日から施行する。

附 則(平成18年2月16日平成17年度学則第3号)

この学則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則(平成18年3月16日平成17年度学則第5号)

この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則(平成18年12月21日平成18年度学則第4号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日平成18年度学則第5号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- 1 医学系研究科保健学専攻の平成19年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成19年度 14

附 則(平成19年12月26日平成19年度学則第3号)

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月19日平成19年度学則第6号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月19日平成20年度学則第3号)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成21年3月31日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成21年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成21年度 14

- 4 医学系研究科医科学専攻の平成21年度から平成23年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学系研究科	医科学専攻	188	184	180

- 5 医学系研究科保健学専攻の平成21年度及び平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学系研究科	保健学専攻	14	4	4	8

附 則(平成21年5月21日平成21年度学則第2号)

この学則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成22年3月26日平成21年度学則第4号)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成22年3月31日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 工学系研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境保健工学専攻、素材開発工学専攻、機能機械工学専攻及び精密素材工学専攻の平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。

- 4 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
工学系研究科	機械システム工学専攻	平成22年度 58

電気電子工学専攻	81
社会開発工学専攻	76
物質工学専攻	51
情報工学専攻	88
環境機械工学専攻	35
素材開発化学専攻	38
機能機械工学専攻	41
精密素材工学専攻	33

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成22年度	平成23年度
法学法務研究科	法曹法務専攻	98	76

附 則(平成22年10月21日平成22年度学則第1号)  
この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則(平成23年3月17日平成22年度学則第3号)

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類に変わらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月29日平成23年度学則第2号)

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年3月31日に置かれている工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成24年度における収容定員は、附則別表1のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成25年度
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	社会開発工学専攻	40	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機械工学専攻	20	
	応用生物科学専攻	21	
	繊維システム工学専攻	21	
	素材開発化学専攻	21	
	機能機械工学専攻	23	
	精密素材工学専攻	20	
	機能高分子工学専攻	23	
	感性工学専攻	21	

- 理工学系研究科の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成25年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	土木工学専攻	12	
	建築学専攻	30	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機械工学専攻	20	
	繊維・感性工学専攻	34	
	機械・ロボット工学専攻	28	
	化学・材料専攻	64	
	応用生物科学専攻	24	
	計	434	

- 工学系研究科医科学専攻の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成25年度
医学系研究科	医科学専攻	32	

- 平成24年3月31日に置かれている医学系研究科医科学専攻、臓器移植細胞工学医科学専攻及び加齢適応医科学系専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成24年度から平成26年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとする。

附則別表第4(附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学系研究科	医学系専攻	132	88	44
	臓器移植細胞工学医科学専攻	42	28	14
	加齢適応医科学専攻	42	28	14

- 医学系研究科医科学専攻及び疾患予防医科学系専攻の平成24年度から平成26年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第5のとおりとする。

附則別表第5(附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学系研究科	医学系専攻	40	80	120
	疾患予防医科学専攻	8	16	24

附 則(平成24年4月19日平成24年度学則第1号)

の平成28年度における収容定員は、附則別表第5のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

7 総合理工学研究科の平成28年度における収容定員は、この学期による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第6のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成28年度
教育学研究科 学校教育専攻	学校教育専攻	5	
	臨床心理学専攻	3	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成28年度
教育学研究科 教科教育専攻	国語教育専攻	3	
	社会科教育専攻	4	
	数学教育専攻	3	
	理科教育専攻	4	
	音楽教育専攻	3	
	美術教育専攻	3	
	保健体育専攻	3	
	技術教育専攻	3	
	家政教育専攻	3	
	英語教育専攻	3	

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成28年度
教育学研究科 学校教育専攻	学校教育専攻	20	
	高度教職実践専攻	20	

附則別表第4(附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成28年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	土木工学専攻	12	
	建築学専攻	30	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機能工学専攻	20	
	繊維・感性工学専攻	34	
	機械・ロボット学専攻	28	
	化学・材料専攻	64	
	応用生物科学専攻	24	

この学期は、平成24年4月19日から施行する。

附 則(平成24年12月20日平成24年度学期別第2号)

この学期は、平成24年12月20日から施行する。ただし、この学期による改正後の第38条の2及び第86条の規定については、平成25年2月2日から施行する。

附 則(平成25年2月2日平成24年度学期別第4号)

この学期は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日平成24年度学期別第5号)

この学期は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日平成25年度学期別第5号)

この学期は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日平成26年度学期別第5号)

この学期は、平成27年4月1日から施行する。

2 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成28年度における収容定員は、この学期による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成28年度
法曹法務研究科 法曹法務専攻		18	

附 則(平成28年3月30日平成27年度学期別第4号)

この学期は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科学校教育専攻の学校教育専攻及び臨床心理学専攻は、この学期による改正後の規定に関わらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成28年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとし、当該専攻に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

3 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科教科教育専攻は、この学期による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成28年度における収容定員は、附則別表第2のとおりとし、当該専攻に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

4 教育学研究科学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成28年度における収容定員は、この学期による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

5 平成28年3月31日に置かれている理工学系研究科は、この学期による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成28年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

6 平成28年3月31日に置かれている農学研究科は、この学期による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科

附則別表第5(附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
農学研究科	食料生産科学専攻	20	
	森林科学専攻	17	
	応用生命科学専攻	16	
	機能性食料開発学専攻	16	

附則別表第6(附則第7項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
総合理工学研究科	理学専攻	75	
	工学専攻	240	
	繊維学専攻	160	
	農学専攻	65	
	生命工学専攻	35	

附 則(平成28年6月22日平成28年度学則第1号)

この学則は、平成28年6月22日から施行する。

附 則(平成29年3月29日平成28年度学則第3号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日平成29年度学則第3号)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に置かれている医学系研究科の医学専攻、疾患予防医学専攻及び保健学専攻博士後期課程は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

3 平成30年3月31日に置かれている総合工学系研究科の生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成31年度までにおける収容定員は、附則別表第2のとおりとする。

4 総合理工学研究科の医学系専攻、総合理工学専攻及び生命工学専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学系研究科(博士課程)	医学系専攻	120	80	40
	疾患予防医学系専攻	24	16	8
	保健学専攻	8	4	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成30年度	平成31年度

総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	30	15
	システム開発工学専攻	24	12
	物質創成科学専攻	14	7
	山岳地域環境科学専攻	16	8
	生物・食料科学専攻	14	7

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合医理工学研究科	医学系専攻	48	96	144
	総合理工学専攻	38	76	
	生命工学専攻	18	30	45

附 則(平成31年3月28日平成30年度学則第4号)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に人文科学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月17日令和元年度学則第1号)

この学則は、令和元年10月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に置かれている人文科学研究科の各専攻、教育学研究科学校教育学専攻及び経済・社会政策科学研究科の各専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の令和2年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

3 総合人文社会科学研究科及び教育学研究科高度教職実践専攻の令和2年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。この場合において、総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻のうち人間文化学分野の収容定員は8とする。

4 令和2年3月31日に人文科学研究科又は教育学研究科学校教育学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
人文科学研究科	地域文化専攻	5	
	言語文化専攻	5	
教育学研究科	学校教育専攻	20	
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻	6	
	イノベーション・マネジメント専攻	10	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名等	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	36	
教育学研究科	高度教職実践専攻	50	

別表第1(第7条関係)

収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	72	34			
	計	20	10			
教育学研究科	高度教職課程専攻					60
	計	40	20			40
総合理工学研究科	理学専攻	150	75			
	工学専攻	480	240			
	繊維学専攻	320	160			
	農学専攻	130	65			
	生命医学専攻	70	35			
計	1,150	575				
医学系研究科	医学専攻	24	12			
	保健学専攻	28	14			
総合医理工学研究科	医学系専攻	52	26	186	48	
	総合理工学専攻			114	38	
	生命医学専攻			55	15	
	計			355	101	
	合計		1,274	637	355	101

備考 総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻のうち人間文化学分野の収容定員は16とし、入学定員は8とする。

別表第2(第47条関係)

教職員免許状の種類

研究科名	専攻名等	教職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
総合人文社会科学研究科	人間文化学 分野	中学校教諭専修免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、英語
		幼稚園教諭専修免許状	
教育学研究科	高度教職課程専攻	小学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		中学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工業、書道、保健体育、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工業、書道、保健体育、家庭、英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
		計	
理学専攻		中学校教諭専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科
総合理工学研究科	工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科、情報、工業
		幼稚園教諭専修免許状	理科
		小学校教諭専修免許状	理科、工業

	生命医学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科

## ○信州大学大学院総合理工学研究科規程

(平成 28 年 2 月 18 日信州大学規程第 268 号)

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、信州大学大学院(平成 16 年信州大学学則第 2 号、以下「大学院学則」といふ。)及び信州大学位規程(平成 16 年信州大学規程第 19 号)に定めるもののほか、信州大学大学院総合理工学研究科(以下「研究科」といふ。)に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第 2 条 研究科における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人材養成に関する目的  
研究科は、教育・研究の理念に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医学の 5 専攻の専門分野の高度専門技術者と研究者を養成することを目的とする。幅広い専門分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人の養成を目的とする。また、教育・研究の目標に掲げた、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者及び環境と調和した社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。
- (2) 教育・研究上の目的  
研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、教育・研究の目標に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医学の各分野において、社会に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。また、先端領域融合研究群と連携して最先端領域の研究を推進する。これにより、高度な専門的知識と実践的技術力を持つとともに、それをさまざまな課題解決に柔軟に応用できる高度専門職業人を養成することを教育・研究上の目的とする。
- 2 理学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 先端科学技術を開拓できる独自の研究能力及び国際社会において持続的発展の可能な社会をリードできる高度な研究能力を有する環境マインドをもった先進的な人材の育成を目指す。
  - (2) 自然界や社会における現象や構造の解明を目的として、数学、物理学、化学、生物学、地学等の基礎科学をふまえて多様な分野の基礎研究を行う。
  - (3) 常識にとらわれない批判的思考力や発表の表現力を培う教育方針をとり、さまざまな課題に対処できる研究者、高度専門職業人等の養成を目標としている。
  - (4) 知的好奇心と探求心に基づき独創的研究をおこない、人類社会の持続的発展に寄与する人材を育成することを旨とする。
- 3 工学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 幅広い見識と健全な倫理観を持ち、国際的及び工学的な立場から社会の発展に寄与する精神と行動力を育成する。
  - (2) 幅広い知識及び深い専門知識に基づいて自主的に学習できる能力及び応用能力を育成する。
  - (3) 基礎理論に基づいて工学の及ぶ学際的な観点から問題点や課題を発見することができ、筋道を立てて解決できる能力を育成する。
  - (4) 技術者として自らの思考・判断を説明するためのプレゼンテーション能力を有し、専門知識に基づいた発展的な議論を展開できる能力を育成する。
  - (5) 自然環境に配慮した環境マインドを習得し、環境調和社会を目指した工学的な取り組みを継続的に行う行動力を育成する。
- 4 繊維学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 衣・食・住の要である「繊維」に根ざした伝統的な科学技術を背景として、新しい文化の創造と高度な科学技術時代に対応できる国際感覚をもった技術者を養成する。
  - (2) 「繊維・ファイバー工学」分野の学際的領域で先端科学技術を開拓する研究能力を有した人材を養成する。
  - (3) 具体的に身につけさせる能力  
イ 優れた人格の形成：豊かな人間性、社会に対する貢献と責任意識、高い倫理観  
ロ 進展する科学技術と社会の変化に対応しうる能力、未来創造能力

- ハ 普遍的基礎学力、課題設定・探求能力、学際・学際領域を開く創造的能力、自己啓発能力、チャレンジ精神、起業家精神(ベンチャー精神)
- ニ 基礎学力に裏付けされた専門性：専門的能力、実践的能力、経営・企画能力(マネジメント能力)
- ホ 国際性：自国文化・異文化理解力、外国語能力と個性豊かな表現力
- ヘ 情報処理能力
- (4) 資源、エネルギー、環境とリサイクル、安全で豊かな文化生活、情報・通信、医療・健康・福祉等に関わる学際的先端領域を開拓するために以下の目的を設定する。
  - イ 国際的、学際的工学系新領域の開拓
  - ロ 新ライフスタイルを生み出す文化創造科学技術の創成
  - ハ フロンティア繊維総合技術科学の国際的中核研究拠点(COE)の形成
  - ニ 産官学連携協力による新産業の創出
  - ホ 地域産業の振興への貢献
- 5 農学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 自然環境と調和のとれた持続可能な地域社会の発展に資する教育・研究を教授し、開発能力と高い倫理並びに豊かな教養と個性を兼ね備えた人材を育成する。
  - (2) 自然環境と共生し得る農学の学際的先端領域を開拓する。
  - (3) 実践的技術力及び創造性豊かな研究開発能力を備えた人材を養成する。
  - (4) 社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れ、高度の学術、技術を修得させ、国内外の社会の発展に寄与する。
  - (5) 地域社会と連携を進め、産業の発展に貢献する。
- 6 生命医学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 健康・福祉・医療・創薬分野の現実課題を系統的に解決できる高度な専門技術者を育成する。
  - (2) 医学・理学・工学、繊維学・農学分野の基礎知識に加えて健康・福祉・医療・創薬領域の専門知識とそれらに支えられた総合的課題解決能力を育成する。
  - (3) 医療・健康と連携した生体工学・生命工学分野の教育研究を行うことにより、医療関連分野の発展に貢献することを目指す。
- 第 2 条 研究科の課程は修士課程とし、研究科の専攻及び分野は、別表第 1 に掲げるとおりとする。(博士課程学位プログラム)
- 第 3 条 研究科の繊維学専攻及び生命医学専攻に、大学院学則第 27 条の 3 第 1 項第 1 号に定めるファイバーネットワークスを先導するグローバルリーダーの養成プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
- 第 4 条 研究科の農学専攻、工学専攻、繊維学専攻及び農学専攻に、地域共生マネジメントプログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースの標準修業年限は、大学院学則第 15 条第 2 項の規定に基づき、1 年間とする。
- 3 第 1 項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。(山岳科学教育プログラム)
- 第 4 条の 2 研究科の理学専攻、工学専攻、繊維学専攻及び農学専攻に、山岳科学教育プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。(International Graduate Program for Agricultural and Biological Science を実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。(コース)

- 2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。  
(入学前の既修得単位の取扱い)
- 第15条 大学院学則第37条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、10単位までとする。
- 3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならぬ。
- (長期にわたる教育課程の履修)
- 第16条 大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。  
(学位論文の提出等)
- 第17条 学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の提出等に関し必要な事項は、別に定める。
- (学位の授与)
- 第18条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 修士に付記する専攻分野の名称は、信州大学学位規程第2条第2項に定めるとおりとする。  
(入学者の選抜)
- 第19条 入学志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学長等の提出する成績証明書の成績等を総合し、選考の上、入学の許可を学長に申請する。
- 2 前項の実施方法等については、別に定める。
- (留学)
- 第20条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定を準用する。
- 2 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合は、留学期間は、1年を超えないものとする。ただし、本学と外国の大学院等との間におけるダブル・ディグリー等(ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーその他これらに準ずるものをいう。)に関する協定に基づき留学する場合は、この限りではない。
- 3 前項に規定する留学期間は、在学期間に算入することができる。
- (教育方法の特例)
- 第21条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。
- 2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。  
(科目等履修生)
- 第22条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。
- (研究生)
- 第23条 大学院学則第64条に定める研究生の取扱いに関しては、別に定める。  
(聴講生)
- 第24条 大学院学則第69条に定める聴講生の取扱いに関しては、別に定める。  
(特別聴講生)
- 第25条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いに関しては、別に定める。  
(特別研究生)
- 第26条 大学院学則第76条に定める特別研究生の取扱いに関しては、別に定める。  
(教員の免許状授与の所要資格の取得)
- 第27条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。
- (雑則)
- 第28条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。  
附 則
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 第5条 研究科に、以下の履修コースを置く。  
繊維学専攻、生命医工学専攻 繊維・フアイバー工学コース  
(研究科長、副研究科長、専攻長及び分野長)
- 第6条 研究科に研究科長を置き、理学系長、工学系長、農学系長又は繊維学系長をもって充てる。  
2 研究科に研究科長を補佐するため副研究科長を置き、理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長のうち、研究科長以外の学系長及び生命医工学専攻長をもって充てる。
- 3 専攻及び分野に長を置くことができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。  
(研究科委員会)
- 第7条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び研究科に属する教授で構成する信州大学大学院総合理工学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。
- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。  
(教員組織)
- 第8条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。  
(授業科目及び単位数)
- 第9条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。  
(単位の計算方法)
- 第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。  
(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。  
(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。  
(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。  
(履修方法等)
- 第11条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。
- 2 学生は、授業科目を履修し、30単位以上を修得するものとし、履修方法は別に定める。
- 3 学生は、大学院学則第8条第2項に定める研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教(以下「指導教員」という。)が特に必要と認めるときは、理学部、医学部、工学部、農学部又は繊維学部の授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位に算入しないものとする。  
(他の研究科の授業科目の履修等)
- 第12条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより、信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
- (他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)
- 第13条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
- 2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものと取り扱う。
- 3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を言ふ。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目に相当する単位について適用する。  
(他の大学院等における研究指導)
- 第14条 学生が大学院学則第36条第1項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 改正前の信州大学大学院理工学系研究科規程(平成24年信州大学規程第186号)は、平成28年3月31日に信州大学大学院理工学系研究科に在学する者に対して、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
 2 平成30年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の第4条及び第4条の2を加える規定、別表第2研究科共通科目の表中、研究科共通科目欄に山岳科学教育科目群及び山岳科学に関する科目群を加える規定、理学専攻の表中、学外特別講義及び粗面生態学を加える規定並びに工学専攻の表中、航空機力学特論Ⅰ、航空機力学特論Ⅱ、航空機設計特論、航空機センサ特論、構造強度・振動学特論、航空機電気力学システム特論、交通インフラ安全工学、航空機力学・設計演習Ⅰ、航空機力学・設計演習Ⅱ、航空機力学・設計特別実験Ⅰ、航空機力学・設計特別実験Ⅱ、航空機電気機械応用演習Ⅰ、航空機電気機械応用演習Ⅱ、航空機電気機械応用特別実験Ⅰ及び航空機電気機械応用特別実験Ⅱを加える規定については、この限りでない。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
 2 平成31年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
 3 施行日前までに、改正前の規定により、サステイナブルデザイン・イノベーション人材養成プログラムの科目を履修し、かつ、施行日以後に本研究科に入学した学生については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
 2 平成31年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。ただし、先鋭領域融合研究科に係る改正規定については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
 2 令和2年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の別表第2生命医工学専攻の表中、工学基礎及び生物学基礎を加える規定については、この限りでない。

別表第1(第2条関係)

専攻	分野
理学専攻	数学分野 理科学分野
工学専攻	物質化学分野 電子情報システム工学分野 水環境・土木工学分野 機械システム工学分野 建築学分野
繊維学専攻	先進繊維・感性工学分野 機械・ロボット学分野 化学・材料分野 応用生物科学分野

農学専攻	先端生命科学分野 食品生命科学分野 生物資源科学分野 環境共生学分野
生命医工学専攻	生命工学分野 生体医工学分野

別表第2(第9条関係)

研究科共通科目	科目区分	授業科目	単位
研究科共通科目	科目区分		
研究科共通科目		MOT 特論	2
		産学連携特別講義	2
		国際連携特別講義Ⅰ	1
		国際連携特別講義Ⅱ	1
		科学英語	2
		大学院と社会	2
		臨床医学概論	2
		研究者倫理特別講義	2
		科学技術政策特論	2
		総合日本語Ⅰ	2
		総合日本語Ⅱ	2
		研究者・技術者を目指す大学院生のキャリア設計	2
		大学発技術系ベンチャー実践論	2
山岳科学教育科目		山岳科学概論A	1
		山岳科学概論B	1
		山岳フィールド実習A	1
		山岳フィールド実習B	1
山岳科学に関する科目		山岳科学連携講義Ⅰ	1
		山岳科学連携講義Ⅱ	1
		山岳科学連携講義Ⅲ	1
		山岳科学連携講義Ⅳ	1
		山岳科学連携講義Ⅴ	1
		山岳科学連携講義Ⅵ	1
		山岳科学連携演習Ⅰ	1
		山岳科学連携演習Ⅱ	1
		山岳科学連携演習Ⅲ	1
		山岳科学連携演習Ⅳ	1
		山岳科学連携演習Ⅴ	1
		山岳科学連携演習Ⅵ	1

理学専攻

科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	先端科学特別講義A 先端科学特別講義B	2 2
数学分野	群論と対称性 多元環論 代数的トポロジー	2 2 2



	進化生物学演習Ⅰ	4
	進化生物学演習Ⅱ	4
物質循環学ユニット	実務体験実習	2
	学外特別講義	2
	環境計測学	2
	堆積学特論	2
	大気陸面相互作用論	2
	地球システム解析演習Ⅰ	4
	地球システム解析演習Ⅱ	4
	地域環境学Ⅰ	2
	地域環境学Ⅱ	2
	水生生物学	2
分野共通	化学生態学	2
	集水域システム論	2
	生態システム解析演習Ⅰ	4
	生態システム解析演習Ⅱ	4
	実務体験実習	2
	根圏生態学	2
	学外特別講義	2
	特別研究	2
	分野共通	6

工学専攻	科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目		実験的工学手法	2
		応用数学特論	2
物質化学分野	先進材料工学ユニット	応用物理学特論	2
		Think - Communicate - Like a Scientist	2
		経営者から学ぶ技術経営 A	1
		経営者から学ぶ技術経営 B	1
		無機材料工学特論	2
		無機材料工学演習	2
		無機材料工学特別実験Ⅰ	2
		無機材料工学特別実験Ⅱ	2
		無機材料化学特論	2
		無機材料化学演習	2
		無機材料化学特別実験Ⅰ	2
		無機材料化学特別実験Ⅱ	2
		材料表面工学	2
		電気化学演習	2
		電気化学特別実験Ⅰ	2
		電気化学特別実験Ⅱ	2
		機器分析化学特論	2
		機器分析化学演習	2
		機器分析化学特別実験Ⅰ	2
		機器分析化学特別実験Ⅱ	2
先進材料化学特論	2		
先進材料化学演習	2		
先進材料化学特別実験Ⅰ	2		
先進材料化学特別実験Ⅱ	2		
光化学特論	2		
光化学演習	2		
光化学特別実験Ⅰ	2		
光化学特別実験Ⅱ	2		
機能物質化学特論	2		
機能物質化学演習	2		

分子工学ユニット	機能物質化学特別実験Ⅰ	2
	機能物質化学特別実験Ⅱ	2
	有機合成化学特論	2
	分子集合体化学特論	2
	有機合成化学演習	2
	分子集合体化学特別実験Ⅰ	2
	有機合成化学特別実験Ⅱ	2
	分子集合体化学特別実験Ⅰ	2
	分子集合体化学特別実験Ⅱ	2
	コロイド・界面科学特論	2
	コロイド・界面科学演習	2
	コロイド・界面科学特別実験Ⅰ	2
	コロイド・界面科学特別実験Ⅱ	2
	触媒設計論	2
	触媒設計演習	2
	触媒設計特別実験Ⅰ	2
	触媒設計特別実験Ⅱ	2
	高速化学反応論	2
	高速化学反応演習	2
	高速化学反応特別実験Ⅰ	2
高速化学反応特別実験Ⅱ	2	
精密合成化学特論	2	
精密合成化学演習	2	
精密合成化学特別実験Ⅰ	2	
精密合成化学特別実験Ⅱ	2	
バイオ・プロセス工学ユニット	生物化学特論	2
	分子生物学特論	2
	応用生物化学特論	2
	生物化学工学特論	2
	バイオ・プロセス工学演習Ⅰ	2
	バイオ・プロセス工学演習Ⅱ	2
	バイオ・プロセス工学特別実験Ⅰ	4
	バイオ・プロセス工学特別実験Ⅱ	4
	機能性食品特別講義	4
	応用解析特論	1
分野共通	数理解析特論	2
	応用関数解析特論	2
	応用数学演習Ⅰ	2
	応用数学演習Ⅱ	2
	応用数学演習Ⅲ	2
	応用数学特別実験Ⅰ	4
	応用数学特別実験Ⅱ	4
	応用数学特別実験Ⅲ	4
	数理解析学心用演習Ⅰ	2
	数理解析学心用演習Ⅱ	2
	数理解析学心用演習Ⅲ	2
	物理工学特論Ⅰ	4
	物理工学特論Ⅱ	4
	物理工学特論Ⅲ	4
	応用物理演習Ⅰ	2
	応用物理演習Ⅱ	2
	応用物理特別実験Ⅰ	4
	応用物理特別実験Ⅱ	4
	航空機力学特論Ⅰ	2
	航空機力学特論Ⅱ	2
航空機設計特論	2	
航空機センサ特論	2	



スピントロニクス特論	2	応用数学特別実験Ⅱ	4
集積回路設計特論	2	応用数学特別実験Ⅲ	4
スピントロニクス演習Ⅰ	2	数理情報学応用特論	2
スピントロニクス演習Ⅱ	2	数理情報学応用演習Ⅰ	2
符号化技術演習Ⅰ	2	数理情報学応用演習Ⅱ	2
符号化技術演習Ⅱ	2	数理情報学応用特別実験	4
集積回路設計演習Ⅱ	2	物理工学特論Ⅰ	2
スピントロニクス特別実験	4	物理工学特論Ⅱ	2
符号化技術特別実験	4	応用物理演習Ⅰ	2
画像・信号処理特論	2	応用物理演習Ⅱ	2
生体情報計測特論	2	応用物理特別実験Ⅰ	4
インタラクティブデザイン学特論	2	応用物理特別実験Ⅱ	4
生体情報計測特論	2	航空機力学特論Ⅰ	2
光センシング技術特論	2	航空機力学特論Ⅱ	2
応用情報工学特論	2	航空機設計特論	2
知識工学演習Ⅰ	2	航空機センサ特論	2
知識工学演習Ⅱ	2	構造強度・振動学特論	2
知識工学特別実験	4	航空機電気力学システム特論	2
光センシング技術特別実験	4	航空機装備品認証・システム安全特論Ⅱ	2
生体情報計測特別実験	4	航空機表用品認証・システム安全特論Ⅰ	2
物理計測技術特別実験	4	航空機システム・デバイス特論	2
符号化技術特論	2	航空機力学・設計演習Ⅰ	2
知識工学特論	2	航空機力学・設計演習Ⅱ	2
インタラクティブデザイン学演習Ⅰ	2	航空機力学・設計特別実験Ⅰ	4
インタラクティブデザイン学演習Ⅱ	2	航空機力学・設計特別実験Ⅱ	4
インタラクティブデザイン学特別実験	4	航空機力学・設計特別演習Ⅰ	2
並列分散システム特論	2	航空機電気機械応用演習Ⅰ	2
仮想化技術演習Ⅰ	2	航空機電気機械応用演習Ⅱ	2
仮想化技術演習Ⅱ	2	航空機電気機械応用特別実験Ⅰ	4
仮想化技術特別実験	4	航空機電気機械応用特別実験Ⅱ	4
生体信号処理特論	2	学外特別講義	2
生体信号処理演習Ⅰ	2	学外特別実習Ⅰ	2
生体信号処理演習Ⅱ	2	学外特別実習Ⅱ	2
生体信号処理特別実験	4	(研究指導)	2
情報セキュリティ学演習Ⅰ	2	水処理工学特論	2
情報セキュリティ学演習Ⅱ	2	水処理工学演習	4
情報セキュリティ学特別実験	4	水処理工学特別実験	4
モデル駆動ソフトウェア開発演習Ⅰ	2	資源エネルギーデバイス材料工学特論	2
モデル駆動ソフトウェア開発演習Ⅱ	2	資源エネルギーデバイス材料工学演習	4
画像・信号処理演習Ⅰ	2	資源エネルギーデバイス材料工学特別実験	4
画像・信号処理演習Ⅱ	2	水環境化学特論	2
画像・信号処理特別実験	4	水環境化学演習	4
物理計測技術特論	2	水環境化学特別実験	4
物理計測技術演習Ⅰ	2	ナノカーボン分離工学特論	2
物理計測技術演習Ⅱ	2	ナノカーボン分離工学演習	4
生体情報計測演習Ⅰ	2	カーボンエレクトロニクス工学特別実験	4
生体情報計測演習Ⅱ	2	カーボンエレクトロニクス工学演習	4
最適化算法演習Ⅰ	2	カーボンエレクトロニクス工学特別実験	4
最適化算法演習Ⅱ	2	橋梁工学特論	2
応用情報工学演習Ⅰ	2	橋梁工学演習	4
応用情報工学演習Ⅱ	2	橋梁工学特別実験	4
モデル駆動ソフトウェア開発特論	2	橋梁工学特論	2
応用解析特論	2	水文学演習	4
数理解析特論	2	水文学特別実験	4
応用関数解析特論	2	地域・交通計画特論	2
応用数学演習Ⅰ	2	地域・交通計画演習	2
応用数学演習Ⅱ	2	地域・交通計画特別実験	4
応用数学演習Ⅲ	2	地域・交通計画特別実験	4
応用数学特別実験Ⅰ	4	地盤環境工学特論	2







	機能化学特論III 機能化学特論IV	2 2
分野共通	化学・材料演習 I	1
	化学・材料演習 II	1
	化学・材料演習 III	1
	化学・材料演習 IV	1
	化学・材料特別実験 I	2
	化学・材料特別実験 II	2
	化学・材料特別実験 III	2
	化学・材料特別実験 IV	2
	化学・材料特別講義	2
	応用生態学特論	2
	限全環境学特論	2
	農産製造学特論	2
	資源微生物学特論	2
	応用微生物学特論	2
	応用昆虫学特論	2
	発生生物学特論	2
	蛋白質工学特論	2
家畜生産学特論 I	2	
蚕利用学特論 II	1	
植物工学特論	2	
細胞生物学特論	2	
シルク加工利用学特論	2	
分子音種学特論 I	1	
分子音種学特論 II	1	
生体材料学特論	2	
音種工学特論	2	
ゲノム機能工学特論	2	
発酵食品学特論	2	
遺伝子機能科学特論	2	
生殖生物学特論	2	
応用生物学特論	1	
繊維状蛋白質特論	2	
応用生物学演習 I	1	
応用生物学演習 II	1	
応用生物学演習 III	1	
応用生物学演習 IV	1	
応用生物学特別研究 I	2	
応用生物学特別研究 II	2	
応用生物学特別研究 III	2	
応用生物学特別研究 IV	2	
インターンシップ実習	1	
インターンシップ実習	2	

農学専攻	授業科目	単位
科目区分		

専攻共通科目	食と緑の科学特論 国際農学特論 I 国際農学特論 II 国際農学特論 III 国際農学特論 IV 国際農学特別演習 I 国際農学特別演習 II 国際農学特別実習 I 国際農学特別実習 II Advanced Lecture in International Agricultural and Life Science I Advanced Lecture in International Agricultural and Life Science II Advanced Seminar for International Agricultural and Life Science I Advanced Seminar for International Agricultural and Life Science II Advanced Experimental Course on International Agricultural and Life Science I Advanced Experimental Course on International Agricultural and Life Science II International Agricultural and Life Science I International Agricultural and Life Science II 海外農学特別実習	2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2
先端生命科学分野	生命機能工学ユニット	2
	基礎生命機能科学特論	2
	生命機能科学特論	2
	生命機能工学特別演習 I	2
	生命機能工学特別演習 II	2
	生命機能工学特別実験実習	2
	細胞システム科学特論	2
	動物細胞工学特論	2
	細胞システム科学特別演習 I	2
	細胞システム科学特別演習 II	2
食品生命科学分野	細胞システム科学特別実験実習	2
	菌類共生科学特論	2
	農環境特論	2
	生物共生科学特別演習 I	2
	生物共生科学特別演習 II	2
	生物共生科学特別実験実習	2
	先端生命科学特論	2
	先端生命科学特別演習	2
	特別インターンシップ (短期)	10
	特別研究	2
Advanced Study for Life Science	2	
食品生命科学	応用微生物学特論 分子生物・遺伝子工学特論 食品生物機能科学特別演習 I 食品生物機能科学特別演習 II 食品生物機能科学特別実験実習	2 2 2 2 2
食品生命科学分野	食料機能解析学ユニット	2

		山岳環境保全学特別演習 I	2
		山岳環境保全学特別演習 II	2
		山岳環境保全学特別実験実習	2
	分野共通	環境共生学特論	2
		環境共生学特別演習	2
		特別インターンシップ (短期)	2
		特別研究	10
		Advanced Study for Environmental Science	2

生命医工学専攻			
科目区分		授業科目	単位
専攻共通科目	基礎科目	医薬倫理学・社会医工学	2
		工学基礎	2
生命工学分野	応用科目	病院インターンシップ研修	1
		行政・企業インターンシップ研修	2~6
		生命工学分論	2
		先進応用生命科学特論	2
		生命情報科学特論	2
		先進生命化学特論	2
		分子生物科学特論	2
		生命工学演習 I	1
		生命工学演習 II	1
		生命工学演習 III	1
		生命工学演習 IV	1
		生命工学特別実験 I	2
		生命工学特別実験 II	2
		生命工学特別実験 III	2
		生命工学特別実験 IV	2
生命医工学分野		生体医工学特論	2
		生体ロボット学特論	2
		生体流体力学特論	2
		生体マイクロデバイス特論	2
		生体情報システム学特論	2
		動物行動学特論	2
		生体材料科学特論	2
		バイオメカニクス特論	2
		生体心電学特論	2
		生体計測学特論	2
		組織工学特論	2
		ロボット制御学特論	2
		生物機械工学特論	2
		生体工学演習 I	1
		生体工学演習 II	1
	生体工学演習 III	1	
	生体工学演習 IV	1	
	生体工学特別実験 I	2	
	生体工学特別実験 II	2	

生物資源科学分野		食料機能解析学特論	2
		食料機能解析学特別演習 I	2
		食料機能解析学特別演習 II	2
		食料機能解析学特別実験実習	2
		食品分子機能学特論	2
		食品機能開発学特論	2
		食品分子機能学特別演習 I	2
		食品分子機能学特別演習 II	2
		食品分子機能学特別実験実習	2
		機能性食品創製学特論 I	2
		機能性食品創製学特論 II	2
		食料資源利用学特論	2
		食品生命科学特別演習	2
		特別インターンシップ (短期)	2
		特別研究	10
環境共生学分野		Advanced Study for Food Science	2
		動物資源生産学特論 I	2
		動物資源生産学特論 II	2
		動物資源生産学特別演習 I	2
		動物資源生産学特別演習 II	2
		動物資源生産学特別実験実習	2
		植物資源生産学特論 I	2
		植物資源生産学特論 II	2
		植物資源生産学特別演習 I	2
		植物資源生産学特別演習 II	2
		植物資源生産学特別実験実習	2
		生産環境システム学特論 I	2
		生産環境システム学特論 II	2
		生産環境システム学特別演習 I	2
		生産環境システム学特別演習 II	2
	生産環境システム学特別実験実習	2	
	生物・食資源生産学特論	2	
	生物資源科学特別演習	2	
	特別インターンシップ (短期)	2	
	特別研究	10	
	Advanced Study for Biological Resources	2	
	高付地先端農業特別演習	2	
環境共生学分野		森林資源利用学特論	2
		木材理学特論	2
		森林資源利用学特別演習 I	2
		森林資源利用学特別演習 II	2
		森林資源利用学特別実験実習	2
		地域環境計画学特論	2
		緑地環境評価学特論	2
		地域環境共生学特別演習 I	2
		地域環境共生学特別演習 II	2
		地域環境共生学特別実験実習	2
	山岳環境保全学特論	2	
	森林生態学特論	2	

繊維・ファイバー工学コース	生体医学特別実験Ⅲ	2
	生体医学特別実験Ⅳ	2

繊維・ファイバー工学コース		単位
科目区分	授業科目	
基幹科目	繊維系合同研修	2
	繊維系資格概論	2
	アカデミックインターンシップ (国内) I	1
	アカデミックインターンシップ (国内) II	1
	アカデミックインターンシップ (海外)	2
	繊維・ファイバー工学特論 I	1
	繊維・ファイバー工学特論 II	1
	繊維・ファイバー工学特論 III	1
	繊維・ファイバー工学特論 IV	1
	繊維基礎科学	2

地域共生マネージメントプログラム		単位
地域共生マネージメントプログラム		
授業科目		
地域連携・経営学特論 I		2
地域連携・経営学特論 II		2
動植物環境共生学特論		2
食品バイオサイエンス特論		2
中山間地域管理学		2
生命産業科学特論		2
地域課題探究演習 I		2
地域課題探究演習 II		2
特別研究		10

ファイバーネットサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム		単位
ファイバーネットサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム		
科目区分	授業科目	
必修科目	英語技法特論 I	2
	英語技法特論 II	2
	MOT (Management of Technology)	2
	ファイバー基礎実習	1
	Textile Fundamentals I	1
	研究室ローテーション I	1
	ものづくり・ことづくり演習 I (チームワーク)	1
	International Topics on Fiber Engineering I	1
	英語技法特論 III	2
	英語技法特論 IV	2
	ファイバーイノベーション概論	2
	Textile Fundamentals II	1
	研究室ローテーション II	1
	ものづくり・ことづくり演習 II (チームワーク)	1
International Topics on Fiber Engineering II	1	
繊維・ファイバー工学特別実験	1	

共通分野		単位
	サブライチエーション	2
	プロダクトデザイン	2
	マーケティング	2
	知的財産	2
	工業経済学	2
	科学哲学	2
	日本文化論	2
	比較文化論	2
	技術者倫理	2
フロンティアファイバー分野	ナノファイバー工学特論	2
	ヤーンテックノロジー	2
	高性能繊維設計特論	2
	高性能繊維設計特論	2
	ナノマテリアル工学特論	2
	機能高分子工学特論	2
	シルク利用工学	2
	バイオファイバー科学	2
	医用材料特論	2
	繊維生物資源学	2
生体分子機能科学	2	
バイオマス利用工学	2	
バイオミメティック科学	2	
スマートテキスタイル分野	複合材料設計学特論	2
	e-Textile 設計特論	2
	プロテクティブテキスタイル特論	2
	テキスタイルデザイン特論	2
	先進繊維計測学特論	2
	繊維集合体特論	2
	ファッションデザイン論	2
	衣服設計論	2
	感性情報工学特論	2
	感性製品計測・評価法特論	2
製品生理学特論	2	
繊維製品生産論	2	

International Graduate Program for Agricultural and Biological Science		単位
International Graduate Program for Agricultural and Biological Science		
授業科目		
	Agricultural and Biological Studies I	2
	Agricultural and Biological Studies II	2
	Special Training for Agricultural Science	2
	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science I	2
	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science II	2
	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science III	2
	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science IV	2
	Advanced Experimental Course on Agricultural and Biological Science	2
	Special Research	10

## ○信州大学学位規程

(平成16年4月1日信州大学規程第19号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)(第13条並びに信州大学学位規程(平成16年信州大学学位規則第1号。以下「学位規則」という。)(第55条及び信州大学大学院学位規則(平成16年信州大学大学院学位規則第2号。以下「大学院学位規則」という。)(第46条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。))において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を別表のとおり付記するものとする。

3 専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要がある場合は、学長に協議するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、学位規則により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第4条 修士の学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

第5条 博士の学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試験により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第5条の2 専門職学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の教育研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位論文(大学院学位規則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

第7条 第5条第2項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文を提出した場合、論文審査手数料を免除する。

(学位論文)

第8条 学位論文は、自著1編(3通)とする。

第9条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

第10条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じた当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第11条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学位規則第43条第1項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試験を行う。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第12条 学位論文審査に関し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模写又は標本その他の提出を求めることができる。

第13条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学位規則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)の審査は、当該修士論文提出後3月以内に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、当該博士論文提出後1年以内に終了するものとする。

第14条 第11条第1項の最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

2 第5条第2項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を行うものとする。

3 前項の試験は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は2外国語を、総合工学系研究科は1外国語を課するものとする。

4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める退学後所定の年限以内に第5条第2項の規定による学位を申請するときは、第2項の試験を免除することができる。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その論文の審査及び学力試験の可否について議決をする。

2 教育学研究科委員会は、第5条の2によるものについて、教育学研究科専門職学位課程の修了の可否について議決する。

3 前2項の議決は、研究科委員会の3分の2以上出席した研究科委員会において、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第17条 学長は、第3条によるものについては、学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条の報告に基づいて第4条、第5条第1項及び第5条の2によるものについては、課程の修了を、第5条第2項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならない。

医学部	医学科	学士 (医学)
	保健学科	学士 (看護学)
	学士 (保健学)	
工学部	物質化学科 電子情報システム工学科 木炭焼・土木工学科 機械システム工学科 建築学科	学士 (工学)
農学部	農学生命科学科	学士 (農学)
繊維学部	先進繊維・感性工学科 機械・ロボット学科 化学・材料学科 応用生物科学科	学士 (工学)
		学士 (農学)

修士の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合人文社会科学研究科			修士 (文学)
	総合人文社会科学専攻	修士課程	修士 (心理学)
			修士 (経済学)
総合理工学研究科	理学専攻	修士課程	修士 (理学)
	工学専攻	修士課程	修士 (工学)
	繊維学専攻	修士課程	修士 (工学)
	農学専攻	修士課程	修士 (農学)
医学系研究科	生命医学専攻	修士課程	修士 (農学)
	医科学専攻	修士課程	修士 (医学)
	保健学専攻	修士課程	修士 (医科学)
			修士 (看護学)
			修士 (保健学)

博士の学位(第5条第1項によるもの)

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合理工学研究科	医学系専攻	博士課程	博士 (医学)
			博士 (保健学)
	総合理工学専攻	博士課程	博士 (学術)
			博士 (理学)
			博士 (工学)
			博士 (農学)
	生命医学専攻	博士課程	博士 (農学)
			博士 (医学)

博士の学位(第5条第2項によるもの)

研究科名	学位の種類及び専攻分野の名称
総合理工学研究科	博士 (医学)
	博士 (保健学)
	博士 (学術)

4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとす。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1、2、3、4、5及び6のとおりとする。

(学位授与の取消)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名譽を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が証明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (略)

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)及び総合工学系研究科に在学している者にかかる第5条第1項により授与する博士の学位については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成31年3月31日までの間における第5条第2項により授与する博士の学位(博士(工学)を除く。)の取扱いは、医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)若しくは総合工学系研究科において所定の単位を修得して退学し、かつ退学後1年以内に博士論文を提出した者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第5条第2項により授与する博士の学位のうち、博士(医学)については、総合理工学研究科において同条第1項による博士(工学)の学位が授与された後において取り扱うものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に人文科学研究科、教育学研究科、教育学研究科専攻又は経済・社会政策科学研究科に在学している者にかかる第4条により授与する修士の学位については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

学部	学科・課程	学位の種類及び専攻分野の名称
人文学部	人文学科	学士 (文学)
教育学部	学校教育教員養成課程	学士 (教育学)
	応用経済学科	学士 (経済学)
経法学部	総合法律学科	学士 (法学)
理学部	数学科 理学科	学士 (理学)

博士(理学)
博士(工学)
博士(農学)
博士(医工学)

専門職の学位	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育学研究科	高度実践型専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)

別記様式1 (学士の場合)

○第 号 卒業証書・学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学○○学部(○○学科)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する

学 部 印 信 州 大 学 ○ ○ 学 部 長 氏 名 印

大 学 印 信 州 大 学 学 長 氏 名 印

別記様式2 (大学院の修士課程を修了した場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する

信 州 大 学 印

別記様式3 (大学院の博士課程を修了した場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

信 州 大 学 印

別記様式4 (論文提出による場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

信 州 大 学 印

別記様式5 (大学院の専門職学位課程を修了した場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○(専門職)の学位を授与する

年 月 日 信 州 大 学 印

別記様式6 (大学院の博士課程(大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラム)を修了した場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

△△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信 州 大 学 印

※△△△△△△△は、博士課程学位プログラムの名称

## **修士課程において、在学期間1年以上2年未満で修了する者の取り扱い**

1. 修了予定の学生から、申し出を受けた指導教員は、以下の書類を整え、所属する学科長と協議する。
  - (1) 学生の履歴書  
学生自筆のもので学歴を主として記載したもの。
  - (2) 学生の単位修得状況（取得見込みを含む。）に関する調書
  - (3) 学生の学位論文（修士論文又は特定の課題についての研究成果）作成状況に関する調書
  - (4) 指導教員の推薦理由書  
大学院学則第 40 条第 1 項ただし書の規定の適用を受けるに値する優秀であることの理由を、学業成績に関する所見、研究課題に対するアプローチの仕方における学生の資質と寄与の程度及び研究能力に関する所見等について述べられたもの。
  - (5) 学生の業績書  
学生の発表した論文がある場合には、その論文の別刷り又はその写しが添付されたもの。
  - (6) 指導教員は、前記（1）～（5）の提出書類のほか、必要と認める場合には、次の書類を提出できるものとする。
    - ア 学生が、他の大学院又は外国の大学院で修得した単位がある場合には、当該大学院の成績証明書
    - イ 学生の博士課程への進学等に関する調書
    - ウ その他参考となる書類
2. 当該分野・ユニット長は、コース長会議に諮り承認を受けた後、総合理工学研究科委員会に諮り、学位論文審査委員会を組織する。

### 附 則

この取り扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 長期履修学生制度の取扱要項

---

この取扱要項は、信州大学大学院総合理工学研究科規程（平成28年信州大学規程第 号）第16条に定める長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修学生制度」という。）について、社会人学生等を対象に計画的な長期在学・履修により修学の便宜と授業料の軽減を図ることを目的として、本研究科における取扱いを、次のとおり定める。

### 1. 申請資格

原則として職業を有している社会人とする。

### 2. 長期履修の開始日

原則として年次の始めとする。

### 3. 長期履修の在学年限

4年間を超えることはできない。

### 4. 申請手続き

長期履修を希望する学生は、入学手続期間内に「長期履修希望調書」（別紙様式1）を、入学後に「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長に提出する。

在学生にあっては1年次の後学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長に提出する。

休学に伴う変更については、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式3-1）を研究科長に提出する。

また、相当の理由により長期履修期間を延長する場合は、「長期にわたる教育課程の履修期間変更申請書」（別紙様式3-2）を研究科長に提出する。

### 5. 履修期間の短縮申請手続き

申請が認められた学生が在学期間を短縮する場合は、各学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書」（別紙様式4）を研究科長に提出する。

### 6. 審査及び報告

研究科長は、提出された申請書の審査を専攻会議に付託する。

なお、審査結果は、当該学生あてに許可書（別紙様式5, 6-1, 6-2, 7）を通知するとともに、学長に報告（別紙様式8, 9-1, 9-2, 10）する。

### 7. 授業料の納入

申請を許可された学生は、「信州大学授業料等に関する規程（平成16年信州大学規程第85号）」が定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納期限までに納入する。そのほか、短縮を許可された場合及び学年途中で修了する場合も同規程による。

### 附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

(別紙様式1)裏面なし

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科  
専攻

入学年度  
受験番号  
氏名  
生年月日

西暦  
(元号) 年 月 日生

長期履修希望調書

標記のことについて、下記のとおり希望します。

記

履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

現職.....

(別紙様式2)

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総理工学研究科長 殿

信州大学大学院総理工学研究科

専攻

入学年度

学籍番号

氏 名

生年月日

西暦  
(元号)

年 月 日生

## 履 修 計 画

(入学時点からのものを記載すること)

### ● 修得単位数等

- 修得単位数.....単位
- そ の 他.....

### ● 履修計画

履修年度	前 期	後 期
年度		

※ 計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第 16 条に定める在学期間を超えることではない。

## 長期にわたる教育課程の履修申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

申請理由.....

履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日  
(入学年月日を記入)

履修計画 (※裏面に詳細に記載してください。)

指導教員

印

### 履修計画

(入学時点から休学期間も含めて記載すること)

信州大学大学院総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科

専攻

入学年度

学籍番号

氏名

生年月日 (元号) 西暦 (元号)

年 月 日 生

### 休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

休学理由.....

休学期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

(入学年月日を記入)

履修計画 (※裏面に詳細に記載してください。)

### ● 修得状況及び今後の履修計画

履修年度	前 期	後 期
年度		

※ 計画的な教育課程の修業年限は、大学院規則第16条に定める在学期間を越えることはできない。

指導教員	印
------	---

(別紙様式4)

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科

専攻

入学年度

学籍番号

氏 名

生年月日 西暦 (元号) 年 月 日生

### 長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

申請理由

.....

.....

.....

.....

認められている履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日  
(入学年月日を記入)

短縮する履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日  
(入学年月日を記入)

修得状況等 (※裏面に詳細に記載してください。)

指導教員	印
------	---

会計担当者確認
---------

(別紙様式4) 裏面

### 修得状況等

(入学時点から休学期間も含めて記載すること)

●修得状況等

履修年度	前 期	後 期
年度		

## 信州大学大学院総合理工学研究科 他の大学院等における研究指導に関する取扱要項

### (趣旨)

第1条 信州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第36条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科の学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）において、特定の課題について研究指導を受ける場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

### (協議)

第2条 大学院学則第36条に規定する協議は、他の大学院等と事前に次の各号に掲げる事項について、指導教員が調整の上、総合理工学研究科長（以下「研究科長」という。）が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 他の大学院等における研究を指導する者
- (5) 授業等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

### (研究指導の許可)

第3条 他の大学院等において研究指導を受けることの許可は、代議員会の議を経て、研究科長が行う。

### (受入れの依頼)

第4条 研究科長は、前条により研究指導を受けることを許可した学生について、大学院等に受入れを依頼するものとする。

### (研究指導の手続)

第5条 他の大学院等において研究指導を受けようとする者は、大学院等が国内にある場合は、履修願（別紙様式1）を、外国にある場合は留学願（別紙様式2）を指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

### (研究指導の許可期間)

第6条 他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、1年を超えないものとする。

### (研究課題)

第7条 他の大学院等において受ける研究指導の課題は、研究科の学生として必要かつ適切な指導を受けることが期待できる研究課題とする。

### (研究報告)

第8条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、研究指導を受け始めたときは、直ちに研究開始届（別紙様式3）を研究科長に提出しなければならない。  
2 他の大学院等において研究指導を受け終わったときは、直ちに研究終了届（別紙様式4）及び研究成果報告書（別紙様式5）に大学院等から交付された研究指導を受け終わったことの証明書等を添付の上研究科長に提出しなければならない。

### (授業料の納付)

第9条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、当該期間中においても、信州大学に所定の授業料を納付しなければならない。

附則

この要項は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 工学系研究科が存続するまでの間、現に工学系研究科に在学する学生については、この要項中「理工学系研究科」を「工学系研究科」と、「理工学系研究科長」を「工学系研究科長」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

附則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成28年7月14日から施行する。
- 2 理工学系研究科が存続するまでの間、現に理工学系研究科に在学する学生については、この要項中「総合理工学研究科」を「理工学系研究科」と、「総合理工学研究科長」を「理工学系研究科長」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

附則

- 1 この要項は、平成30年9月1日から施行する。

## 別紙様式 1

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
 所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 指導教員氏名 \_\_\_\_\_ 印

研 究 指 導 申 請 願

信州大学大学院学則第 36 条の規定に基づき、下記のとおり研究指導を受けたいので御  
 許可くださるようお願いいたします。

記

1. 研究指導を受ける他の大学院研究科名又は研究所等名

2. 研究期間  
(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで

3. 研究課題

4. 他の大学院等における研究指導者

5. 理 由

## 別紙様式 2

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
 所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 指導教員氏名 \_\_\_\_\_ 印

留 学 願

信州大学大学院学則第 36 条の規定に基づき、下記のとおり研究指導を受けたいので留  
 学いたたく、御許可くださるようお願いいたします。

記

1. 留学先 (研究指導を受ける他の大学院研究科名又は研究所等名)

(交流協定の有無：有/無)

2. 他の大学院等における研究指導者

3. 所在地

4. 留学期間  
(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで5. 出発 (予定) 年月日  
(元号) 年 月 日

6. 研究課題

7. 理 由

8. 渡航先の連絡場所

9. 旅費及び滞在費の負担 (自己負担, 本学負担 (研究室負担, プロジェクト名等), 受入  
先負担等の, 経費の負担区分を記入する)備考 潜在保証書又はこれに類する書類及び当該大学院等の概要又は案内書等を添付す  
ること。

別紙様式3

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
 所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

研 究 開 始 届

私は、 \_\_\_\_\_ (大学院) \_\_\_\_\_ (研究所) \_\_\_\_\_ の  
 \_\_\_\_\_ (大学院) \_\_\_\_\_ (研究科)

指導の下に研究課題 \_\_\_\_\_ についての研究を  
 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から開始しましたのでお届けします。

指導教員・氏名 \_\_\_\_\_ 印

別紙様式4

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
 所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

研 究 終 了 届

私は、 \_\_\_\_\_ (大学院) \_\_\_\_\_ (研究所) \_\_\_\_\_ の  
 \_\_\_\_\_ (大学院) \_\_\_\_\_ (研究科)

指導の下に研究課題 \_\_\_\_\_ についての研究を  
 行っておりましたが \_\_\_\_月 \_\_\_\_日終了しましたのでお届けします。

指導教員・氏名 \_\_\_\_\_ 印

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名	専攻
所属分野名	分野
学籍番号	
氏名	
	印

研究 成 果 報 告 書

1. 研究指導を受けた他の大学院研究科名又は研究所名

2. 研究指導者の職・氏名

3. 研究期間  
(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで

4. 研究課題

5. 研究成果概要(600字以内)

# ハラスメント（嫌がらせ）にあったら 【ハラスメント相談員】に相談してください ～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～



## ハラスメントって何？

◎ハラスメントとは、信州大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」で、ハラスメントを次の4つに分類しています。（規程全文は、信州大学HP「信州大学について」→「大学概要・理念」→「国立大学法人信州大学規則集」→「規則一覧」→「第1編 全学 第6章 人事」に掲載）

### I：セクシュアル・ハラスメント…

- ・ 修学・就業上の地位や権限を背景とした異性への誘い掛け・嫌がらせや、性的意味を持つ言動で相手を不快にさせることのほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるようなことも含まれます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくないだけに、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。**

### II：アカデミック・ハラスメント…

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害したりする行為を言います。
- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

### III：パワー・ハラスメント…

- ・ パワー・ハラスメントとは、職員（上司一部下）間の、就業上のハラスメントです。

### IV：その他のハラスメント…

- ・ その他のハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

## ハラスメントを受けて辛いと感じたら、ハラスメント相談員に相談してください。

◎ハラスメント相談員は、本学の教職員で構成され、全学教育機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。ハラスメント相談員は、あなたの立場になって相談にのります。

- ・ **秘密は厳守**されます。相談したからといって、不利益な取扱いをされることもありません。
- ・ ハラスメントを受けていることを聴いてもらいたいだけの時も連絡していただいて構いません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。
- ・ 相談内容によっては総合健康安全センターのカウンセリングを受けることができます。

◎ハラスメント相談員は、ハラスメント行為を受けているあなたの**サポーターのような立場の人**です。あなたとの相談の結果、行為者への「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置（裏面※①、②）をあなたが望んだ場合、**イコール・パートナーシップ委員会（下記参照）への申請手続について助言してくれます。**イコール・パートナーシップ委員会は、関係の部局長と協力して「申入れ」や「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置を実施します。

## ハラスメント相談員への連絡先は？

氏名一覧と連絡先は、ACSU（握手）内お知らせでご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生相談センター（0263-37-3165）」にお問い合わせください。

## 「イコール・パートナーシップ（EP）委員会」とは？

本学の教職員各4名（男女同数）で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、委員会（[epiinkai@shinshu-u.ac.jp](mailto:epiinkai@shinshu-u.ac.jp)）が委員いずれかに気軽に相談してください。

※① 行為者への「申入れ」とは？

イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった事態の解消を依頼することをいいます。事実調査はせず、相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえばよい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのように配慮をします。

※② 「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置とは？

行為者に「申入れ」をしても事態が解消しない、もしくは、改めて事実調査をした上で判断し、ハラスメント解消のための適切な措置を求めたいときは、あなたの要望によって、学長の下に「ハラスメント相談調査対策委員会」が設置されます。行為者とあなたの双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決まっていきます。

**学外にも相談窓口があります。**

①主に女性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	一般相談、法律相談 (要予約)	0266-22-8822	【一般】 火～土 8:30～17:00 【法律】 予約方法、実施日等は直接確認願います。
	女性のためのカウンセリング (要予約)		第2土・第4金 10:00～15:50 (一人50分) 詳細については電話で直接確認願います。
女性センター・パレア松本	一般相談、女性弁護士による法律相談 (要予約)	0263-39-1105	【一般】 (電話) 日、第1・第3水・金 9:00～12:00 (面接) 月・火・木・金 13:00～16:00、 第4金 16:00～19:00 (要予約) 【法律】 予約方法、実施日等は直接確認願います。
長野県警・性犯罪被害ダイヤルサポート110	相談電話	0120-037-555	24時間対応
上田市市民プラザ・ゆう	専任相談員による相談 (要予約)	0268-27-2988 0268-23-5245	火 11:00～18:00、木 10:00～17:00、 第2・第4土 10:00～17:00 (土曜の相談は2日前までに要予約)
	女性弁護士による法律相談 (要予約)	0268-27-3123	偶数月第4木、奇数月第2・4木 10:00～12:00 (一人30分・無料)
伊那市人権男女共同参画係	女性のための相談	0265-78-4111	(電話) 平日 8:30～17:00 (面接) 火・木 8:30～17:00 (要予約)
女性の人権ホットライン	女性をめぐる人権相談	0570-070-810	平日 8:30～17:15 ※IP電話からの場合 026-232-8145 (長野地方法務局)

②主に男性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	男性のための相談 (電話相談)	0266-22-7111	金 17:00～19:00
女性センター・パレア松本	男性の悩み相談	0263-37-1587	第2・第3・第4火 17:00～20:00

③男女を問わない相談窓口

施設等名	電話番号	曜日・時間
心の電話相談(長野県精神保健福祉センター)	026-224-3626	平日 9:30～16:00
長野地方法務局人権擁護課	026-235-6634	平日 8:30～17:15
法務局上田支局人権相談所	0268-23-2001	
法務局松本支局人権相談所	0263-32-2571	
法務局伊那支局人権相談所	0265-78-3462	

さらに詳しくは、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

**信州大学キャンパス・コード (基本指針) とは・・・**

信州大学では、基本的指針として6本の柱から成る**キャンパス・コード**を定めています。

※ 全文は、前記「ハラスメントのない大学にするために」→「信州大学キャンパス・コード」をご覧ください。

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| ○ 個人を人間として等しく尊重します。        | ○ 学問・言論の自由を尊重します。 |
| ○ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。 | ○ 人権侵害等を防止します。    |
| ○ 権利・権限を適正に行使します。          | ○ プライバシー等を保護します。  |

※ 前頁右端はEP委員会のロゴで、「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせた四葉のクローバーです。



発行・編集 / 信州大学理学部

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

学務グループ TEL 0263-37-2458